

Shirakawa
city

白河市 都市計画 マスタープラン



令和8年6月
白河市

－ 目 次 －

1. はじめに	2
1-1 都市計画マスタープランとは	2
1-2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1-3 目標期間	4
1-4 策定にあたっての視点	4
1-5 都市計画マスタープランの構成	4
1-6 最近の都市計画の動向	5
1-7 計画の対象区域	6
2. 都市づくりの現況・課題	8
2-1 白河市の特性	8
2-2 白河市の変遷	10
2-3 都市の現況	16
2-4 都市づくりの課題	23
3. 都市づくりの目標	26
3-1 将来都市像	26
3-2 都市づくりの基本理念	27
3-3 将来人口	28
3-4 将来都市構造	29
4. 分野別の都市づくりの方針	33
4-1 土地利用の方針	34
4-2 市街地・住環境の方針	38
4-3 道路・交通網の方針	39
4-4 公園・緑地・水辺の方針	43
4-5 景観形成の方針	47
4-6 都市環境の方針	49
4-7 都市防災の方針	51
5. 地域づくりの方針	54
5-1 白河地域	55
5-2 表郷地域	62
5-3 大信地域	67
5-4 東地域	71
6. 実現化方策	77
6-1 都市計画制度の適切な運用	77
6-2 推進体制の整備	78
6-3 適切な進行管理	80

1. はじめに

1. はじめに

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、私たちが住んでいる地域をよりよいものにするための長期的な計画であり、私たちが実践する白河市の都市づくりに関する基本的な方針を定めるものです。

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市のまちづくり全般の基本的な方針を示す「白河市行動計画-アジェンダ 2027-」や福島県が広域的な観点から定める「県南都市計画区域マスタープラン」などの上位計画や関連計画に即し、本市の目指すべき将来都市像を示し、それを実現するための課題と、課題を解決するための都市の整備方針を示すものです。

今後、本市の都市計画に関する具体的な方策や事業は、本マスタープランに基づいて実施していくこととなります。

また、持続可能な社会の実現に向けた国際目標である「SDGs」の目標と関連づけて、施策の展開を図ります。

計画の位置づけ

上位計画



↓ 即する



■都市計画マスタープランとSDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 (2030) 年を期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国は、「SDGs 実施指針改定版」(令和元(2019)年 12 月 20 日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」としています。

そこで、本マスタープランでは、都市づくりの方針と SDGs の目標を関連づけ、SDGs の推進を図ることとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1-3 目標期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和27（2045）年度までの概ね20年間とします。

1-4 策定にあたっての視点

本市の特性を踏まえ、下記の視点を重視して策定するものです。

- 【視点①】 城下町の歴史・風情を活かした白河らしい市街地の形成
- 【視点②】 みちのくの玄関口としての都市構造・交通ネットワークの形成
- 【視点③】 那須連峰の裾野に広がる自然と調和した都市づくり・景観づくり
- 【視点④】 自然災害に対する安全・安心をさらに高める都市づくり

1-5 都市計画マスタープランの構成

本計画は、都市づくりの現況や課題を踏まえ、都市づくりの目標や全体方針について下記に示す構成でとりまとめています。

計画の構成



1-6 最近の都市計画の動向

近年、人口減少や災害リスクの増大など多様な社会課題を背景に、都市計画の見直しが急務となっています。これらの課題に対応するため、コンパクトな都市構造を目指す立地適正化計画の推進や公共交通ネットワークの再構築、防災・減災を重視したまちづくりが進められています。

また、地方分権の進展やまちづくりDX・スマートシティなど新技術の活用により、地域特性に応じた柔軟な計画立案も可能となりました。以下、都市計画の分野における主要な動向を概説します。

1. 立地適正化計画の推進

人口減少社会に対応したコンパクトシティの実現に向けて、立地適正化計画に基づく居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定することで、効率的かつ効果的な市街地整備を進めることが重視されています。さらに、公共交通の利便性が高い街なかに居心地が良く歩きたくなる空間を創出し、ウォーカブルな環境を整備することで、移動手段を確保しつつ市民の健康増進や商業活性化を図る取組が必要とされています。

2. 地域公共交通網の再構築

高齢化が進む地域において生活の足を確保するためには、まちづくりと連携して公共交通ネットワークの形成を進め、公共交通サービスを維持・充実させることが重要です。

また、公共交通の利用者が減っていることから、地域公共交通計画に基づき、拠点間及び地域間を結ぶ公共交通網の再編を進めることが必要とされています。

3. 災害対策の強化

令和4(2022)年4月1日施行の改正都市計画法により、災害リスクの高い区域での開発規制が強化され、災害レッドゾーンでは開発が原則禁止となり、浸水ハザードエリアでの開発も厳格化されました。

また、防災・減災をまちづくりの主流に据えた「流域治水」の考え方が普及し、リスクの高い地域からの移転促進やインフラ整備による災害被害の軽減を図る取組が必要とされています。

4. 地方分権の進展

地方分権の進展に伴い、市が決定する都市計画に対して都道府県の同意が不要となったほか、都市計画決定権限の一部が市町村へ移譲されました。これにより、各地域が抱える課題に即した、迅速かつ柔軟な都市計画の実施が可能となりました。

5. 人口減少への対応

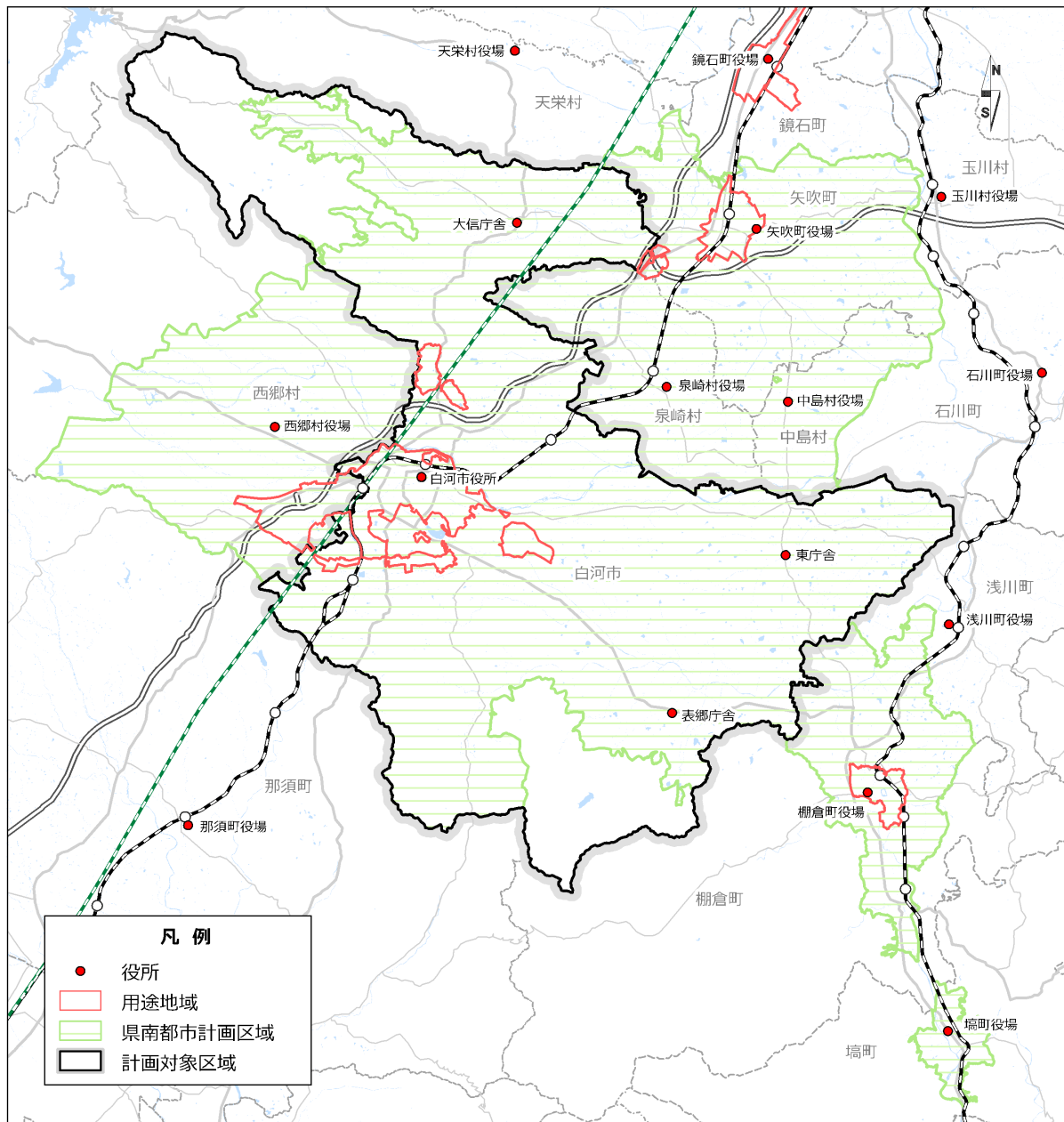
人口減少に伴い、様々な分野において人手不足が問題となっており、空き家や空き地の増加も問題となっています。こうした問題に対応するため、自動化や無人化、省力化を目的とするDXが推進されており、都市計画分野においてもデジタル技術を活用したまちづくりDXやスマートシティ、3D都市モデルの導入が進められています。

また、遠隔勤務など多様な働き方に対応するため、空き家や空き地を積極的に活用した都市環境の整備も進められています。

1-7 計画の対象区域

白河市都市計画マスタープランは、白河市全域を対象にします。

計画対象区域



2. 都市づくりの現況・課題

2. 都市づくりの現況・課題

2-1 白河市の特性

本市は、歴史や文化、自然が豊かにあり、人々がそれを受け継ぎ、年月を積み重ねることによって、現在の姿が形成されてきました。

(1) 白河市の立地について

本市は、福島県南部に位置し、古くから奥州の三古関の一つである白河関が置かれ、みちのくの玄関口として重要な役割を果たしてきました。多くの人々や物資が行き交う交通の要衝として発展し、現在では東北自動車道や JR 東北新幹線などの高速交通体系が整備されています。

首都圏に隣接する立地を活かし、製造業を中心に多様な企業活動が展開され、産業集積が進んでいます。

また、国道 294 号白河バイパスが令和 5(2023)年 2 月に開通したことにより、高速道路へのアクセス性が向上し、さらなる発展が期待されています。



白河関跡

(2) 豊かな自然と調和した都市

本市は、阿武隈川や社川、隈戸川などの河川が流れ、肥沃な田園風景が広がる自然豊かな地域です。河岸段丘に開かれた水田は、集落と一体となって農業地域らしい景観を作り出し、農業生産の基盤となっています。

また、里山や丘陵地に囲まれた市街地には、谷津田川などの水辺空間も存在し、自然と都市が調和した景観を形成しています。

これらの自然環境は、本市の景観を特徴づけるだけでなく、市民の生活や文化に深く根ざしていることから、都市づくりにおける重要な要素として活用していく必要があります。



里山と田園の風景

(3) 400 年の歴史を感じられるまち

本市の都市構造は、400 年～420 年前頃に行われた、江戸時代の城下町の町割りのもととなる整備、そして約 400 年前の初代白河藩主丹羽長重による城下町各町の整備が基盤となっています。現在も当時をしのばせる町割りや、カギ型の街路が各所に見られるなど、城下町らしい景観を形成しています。

また、旧城下町を通る旧奥州街道沿いには、江戸時代から昭和戦前の町家や土蔵などが点在し、短冊状の敷地割りにも江戸時代の名残りがみられます。これらの歴史的景観は、祭礼などの人々の活動と一体となり、良好な市街地環境を形成しています。

これは、本市のアイデンティティを形成する重要な要素であり、未来へと継承していく必要があります。



老舗通り

(4) 美しく豊かな景観

南湖公園は「士民共楽」の理念のもと造られた公園として知られ、那須連峰を借景とした雄大な自然を取り込み四季折々の風景を楽しめます。

さらに、千世の堤の松並木など歴史的な景観要素も有しており、市民の憩いの場として親しまれています。

また、小峰通りから小峰城跡への眺望は本市を代表する景観となっています。権太倉山や関山は、眺望景観の重要な要素で、市民に親しまれる自然が保たれています。

これらの景観は、本市の歴史や文化、自然が一体となった貴重な財産であり、市民に愛され、大切に保全されています。



南湖公園

(5) 地域で育んできたコミュニティ・文化

本市には、白河だるま市や白河提灯まつりなど、古くから続く地域を代表する民俗行事があり、これらは共同生活の中で生まれ、良好なコミュニティを維持する基盤です。

だるま市は地域住民の交流の場、提灯まつりは地域の一体感を醸成する役割を果たしてきました。関辺のさんじもさ踊や表郷河東田の牛頭天王祭などの民俗芸能も、コミュニティの絆を深めています。

しかし、近年の核家族化や利便性重視の生活スタイルへの変化により、地域のつながりは弱まりつつあります。地域活動への参加促進や、地域資源を活かしたイベントを通じて、地域への愛着や誇りを育むことが重要です。

今後は、歴史と文化を継承しながら、新たなコミュニティの形成を模索し、市民が主体的にまちづくりに関われる支援体制の検討を進めます。これにより、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。



小峰城跡



白河だるま市



白河提灯まつり



関辺のさんじもさ踊



河東田牛頭天王祭

2-2 白河市の変遷

(1) 白河市街地の移り変わり

1) 近世都市白河の誕生 (約 420~400 年前)

白河という都市は、那須連峰を源とする阿武隈川とその支流である谷津田川に挟まれた東西に細長い地形上に築かれています。

白河が会津藩生家の領地に含まれていた慶長年間頃 (1601~1615 年)、規模は不明ながら、小峰城や城下町の整備が行われ、奥州街道沿いに城下町が形成されつつあったことが分かります。現在に続く白河という都市の誕生です。阿武隈川の流れは現在の会津町の南側を流れ、小峰城は阿武隈川を背に本丸・二之丸・三之丸が配置されていました。奥州街道沿いの町屋は城をカギ型 (稲妻型) に取り囲むように築かれています。城下町には、生産手段を持たない武士が、食糧などの生活物資を供給する町人や職人を住ませました。

このように、白河という都市は少なくとも今から 400 年以上前に原型が整えられました。



2) 江戸時代の白河市街地 (約 400~160 年前)

寛永 4(1627)年に白河藩が成立し、初代藩主の丹羽長重は、阿武隈川の付け替えや石垣造りの城郭への改造などをとまなう小峰城の大改修を行うとともに、新たな町の形成による町の拡大や城下町南側の奥州街道ルート変更などを行い、現在の中心市街地の基礎を築きました。以後、明治維新 (1868 年) までの約 240 年間、小峰城と城下町は大きく形を変えることなく、白河郡や石川郡、岩瀬郡など白河藩の政治経済の中心都市としての役割を担いました。

小峰城は白河藩主の居城で、武士は侍屋敷に住み、商人や職人は城下の町屋に、農民は周辺農村に住んで農業生産を営んでいました。町屋には白河藩内で生産された物資が集まり、定期的に市が開かれたりして武家や町人、周辺農村の人たちでにぎわっていました。だるま市や提灯まつりの起源も江戸時代で、祭りは地域のコミュニティを高める場ともなっていました。

この頃教育も普及し始め、約 230 年前には白河藩主松平定信によって武士の教育機関である藩校の立教館が、その後庶民の教育機関である敷教舎が設置され、周辺農村にも寺院を利用した寺子屋が多数設けられました。

江戸時代中頃の城下町人口は、町人人口が 7,500 人、武家人口とあわせると約 15,000 人と推定されています。



3) 明治時代の白河市街地（約 140 年前）

明治元（1868）年、戊辰戦争により小峰城内の主要部は焼失し、武士が不在となった武家地も田畑に転用され町屋だけが残りました。明治 19（1886）年には白河小学校（八幡小路）が創立、翌年には旧小峰城内を南北に分断する形で、鉄道（後の東北本線）が開通し、旧三之丸部分に白河駅が設置されました。鉄道の開業により、徒歩や馬などの陸路輸送から鉄道輸送へと移行し、奥州街道沿いを中心とする都市構造から白河駅を中心とする都市構造に変化していきました。駅舎が中町と本町に隣接して設置されたため、江戸時代の城下町がそのまま近代の中心市街地へと機能を引き継ぎました。

明治 22（1889）年には、白河町として町制が施行され、旧小峰城内や城下町には県立農学校や裁判所（郭内）、町役場（中町）、郡役所（道場小路）等の公共施設が設置されていきます。

明治 42（1909）年には白河電灯株式会社が設立され、各家庭に電気が普及し始めました。翌年には電話も開業し、人々の営みも徐々に近代化していくこととなります。



明治時代の
白河市街地(約 140 年前)

4) 大正・昭和初期の白河市街地（約 90 年前）

大正 5（1916）年、白河町と棚倉町を結ぶ白棚鉄道が開通します。大正 10（1921）年には東北本線の軌道も地面より高い築堤上を通す付け替えが実施され、白河駅舎も現在の地に移ります。これに伴い、小峰城の旧二之丸・三之丸の堀や石垣が埋め立てられていきます。鉄道輸送とともに公共交通のバスやタクシーも徐々に普及し始めます。

また、市街地から南湖に通じる道路も整備されます。この頃、白河第一、第二、第三小学校の 3 校に加え、市街地の東端に白河高等女学校（現白河旭高校）、西端に白河中学校（現白河高校）が設置されます。市街地も郭内や昭和町・旭町などに少しずつ広がっていきます。



大正・昭和初期の
白河市街地(約 90 年前)

5) 昭和 40 年前後の白河市街地 (約 60 年前)

昭和 36(1961)年頃、中心市街地を通過していた国道 4 号のバイパス道路が市街地の北側に開通しました。また、戦時中に白棚鉄道が廃止され、日本初のバス専用道路となり、モータリゼーションの波が白河にも押し寄せてきます。これに伴い、白河駅を中心とするバスによる公共交通網が周辺地域へと細かく結ばれていきます。また、人口増加に伴い、郊外の会津町、金勝寺、八竜神、関川窪、石切場、昭和町などに市営住宅の整備が行われていきます。

昭和 39(1964)年、自家用車や農業機械の普及などにより、日本三大馬市の一つに数えられた白河馬市が廃止されます。同年には東京オリンピックが開催され、「三種の神器」(テレビ・洗濯機・冷蔵庫)と呼ばれた電化製品が普及、上水道も整備されるなど、生活様式の変化が進みます。中心市街地にはイトーヨーカ堂、十字屋などの大型店舗などが開店してきます。

昭和 40(1965)年の旧城下町エリアの人口は、約 15,300 人です。



6) 昭和 50 年前後の白河市街地 (約 50 年前)

昭和 48(1973)年、東北自動車道が開通し、西郷村に白河 IC が設置されます。昭和 57(1982)年には東北新幹線開業に伴い新白河駅も設けられ、高速交通時代に入ります。これに伴い、市街地も西側に大きく拡大し、郊外の市営住宅も中高層化していくなど、その周辺には宅地需要の高まりを背景に宅地化が進みます。

高度経済成長の過程で人口が市街地に集中する傾向が強まり、都市的生活様式が拡大していきます。これらのことを契機として郊外に良質な住宅を求めるライフスタイルが徐々に広まっていき、核家族化が進んでいきます。

昭和 50(1975)年の旧城下町エリアの人口は、約 13,100 人です。



7) 平成 20 年前後の白河市街地（約 20 年前）

平成 10（1998）年に市街地を取り巻く環状線（リングロード）が完成し、新白河駅前やみさか地区の市街地化が進みました。この環状線（リングロード）が 400 年以上前の城下町の町割りが基盤となっている白河駅前地区を中心とし、その他の新白河地区、南湖公園地区の 3 つの地区をつないでおり、本市の大きな特徴のひとつになっています。市街地周辺では、ニュータウンの開発や工業団地に企業立地が進みました。平成 10（1998）年 8 月には福島県内を襲った豪雨により、堀川や谷津田川が増水し市街地に深刻な被害をもたらされました。この後、河川改修事業が行われ、谷津田川は市民に愛される憩いの水辺空間として整備されました。

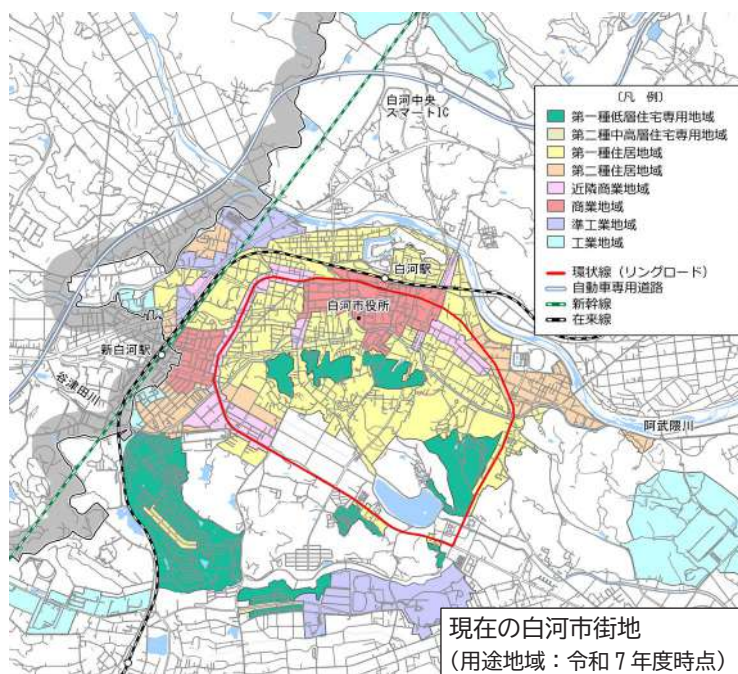
平成 20（2008）年 5 月には、地域医療の中核を担う白河厚生総合病院が中心市街地から移転、翌 21（2009）年 8 月には、白河中央スマート IC が開通し、高速道路へのアクセス性が飛躍的に向上しました。これらにより、本市の都市構造は大きな転換期を迎えました。



8) 現在の白河市街地

令和 5（2023）年に白河中央スマート IC から市街地を縦断し、国道 289 号までを結ぶ国道 294 号白河バイパスが完成し、市街地へのアクセス性が向上しました。

中心市街地では、人口減少により、空き家、空き店舗などが増加しており、郊外部も含め都市全体がスポンジ化の傾向にあります。



■白河市中心部の市街地の移り変わり

1) 約 420～400 年前の白河市街地



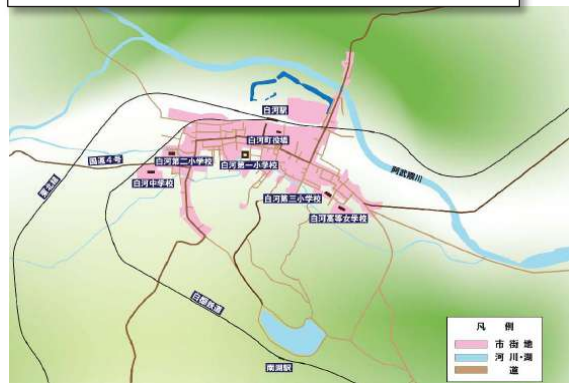
2) 江戸時代の白河市街地(約 400～160 年前)



3) 明治時代の白河市街地(約 140 年前)



4) 大正・昭和初期の白河市街地(約 90 年前)



5) 昭和 40 年前後の白河市街地(約 60 年前)



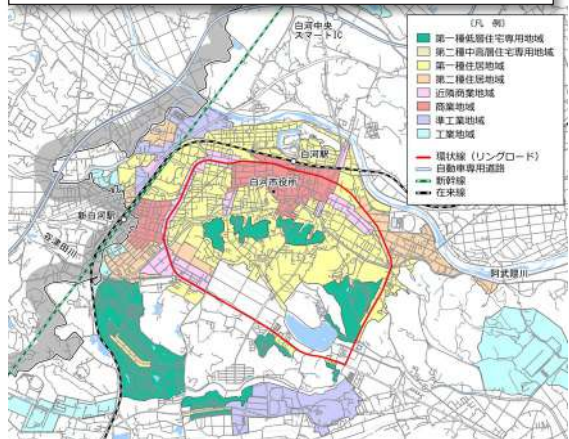
6) 昭和 50 年前後の白河市街地(約 50 年前)



7) 平成 20 年前後の白河市街地(約 20 年前)



8) 現在の白河市街地(用途地域：令和 7 年度時点)



(2) 白河市域における地域の移り変わり

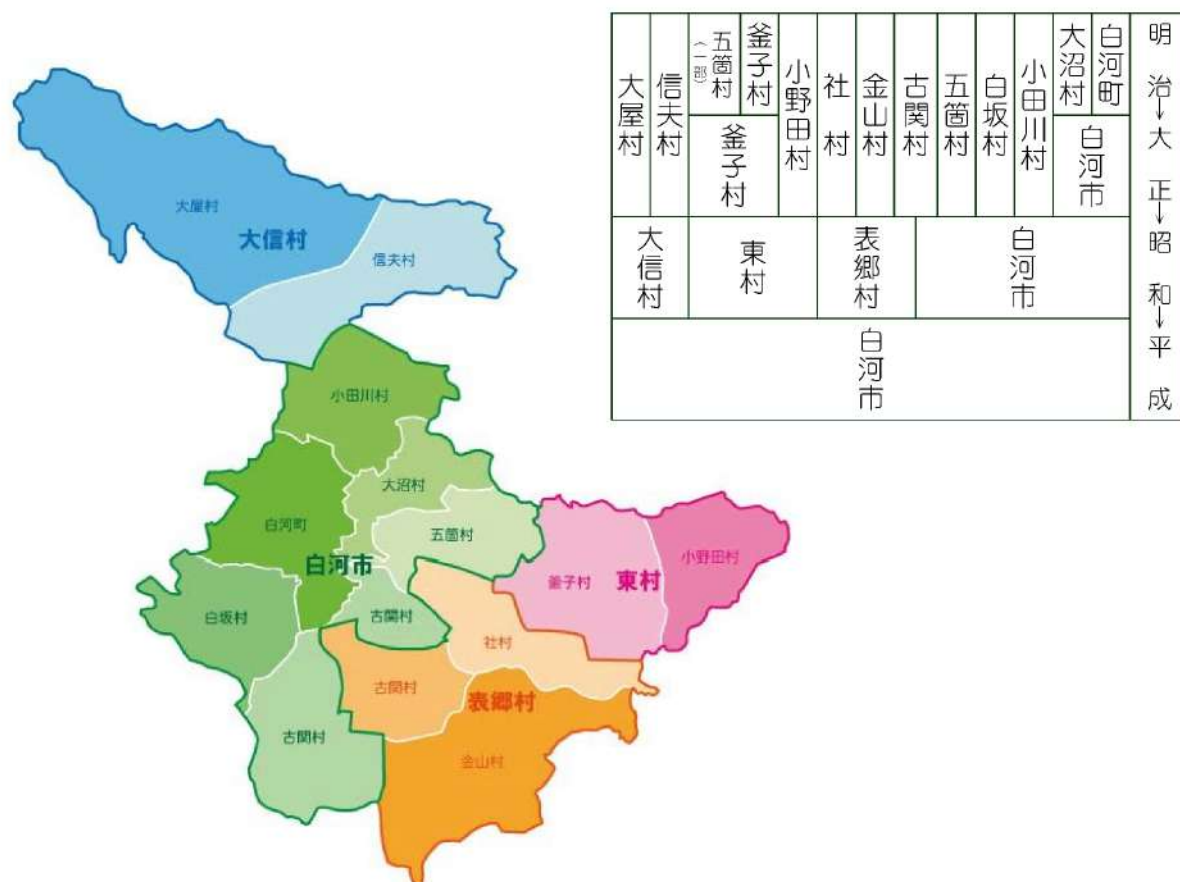
明治維新における版籍奉還と廃藩置県に伴い、明治 2 (1869) 年に白河県、同 4 (1871) 年には二本松県、引き続き福島県に含まれ、同 22 (1889) 年に白河町制を敷きました。

その後、昭和 24 (1949) 年に白河町、大沼村が合併して白河市制を施行し、同 29 (1954) 年 7 月白坂村、同年 10 月小田川村、同 30 (1955) 年 3 月五箇村と合併、同年 8 月に表郷村の一部(旗宿・関辺地区)を編入しています。

一方、表郷村、大信村、東村の旧 3 村は、いわゆる「昭和の大合併」によって同 30 (1955) 年 2 月古関村、金山村、社村が合併して表郷村、同年 4 月信夫村、大屋村が合併して大信村、同年 3 月釜子村、小野田村が合併して東村となりましたが、同年 8 月小貫と大田輪が東村から浅川町に編入されています。

この後、約半世紀が経過し、いわゆる「平成の大合併」により平成 17 (2005) 年 11 月 7 日、白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」が誕生しました。

地域の移り変わり (白河市の変遷)



2-3 都市の現況

(1) 人口動向について

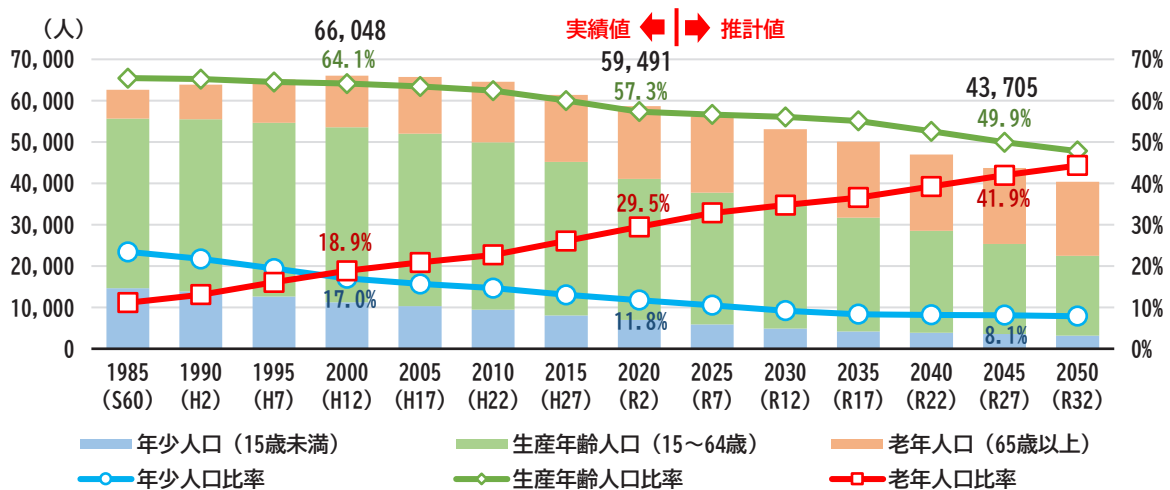
【ポイント 1：人口減少と少子高齢化の進行】

- 市全体の人口は平成 12（2000）年をピークに、令和 2（2020）年には 59,491 人まで減少しています。
- 国の将来推計では令和 27（2045）年に 43,705 人になると推計され、令和 2（2020）年比で約 16,000 人が減少（-26.5%）すると見込まれています。
- 高齢化率（老年人口割合）は令和 27（2045）年度で 4 割を超え、年少人口及び生産年齢人口が減少し、今後も少子高齢化が進む見通しです。

【ポイント 2：自然減と社会減の拡大】

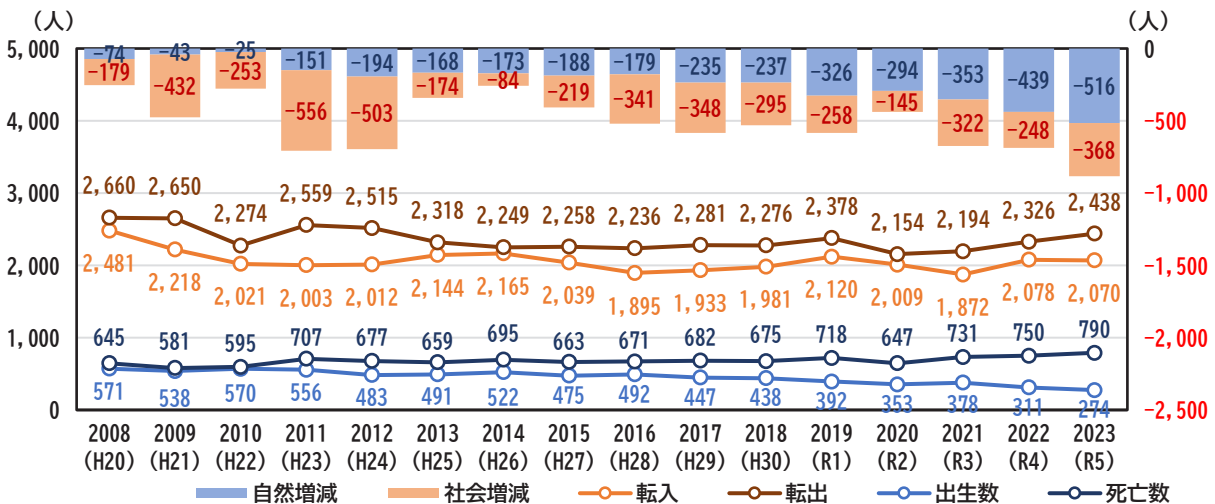
- 自然減は拡大傾向にあり、特に出生数は令和 5（2023）年が 274 人で、平成 20（2008）年の 571 人と比較すると半減しています。
- 社会減は東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な増減がみられますが長期的には拡大傾向にあります。

年齢階級別人口及び年齢階級別人口比率の推移



資料：「国勢調査」(S60~R2)、「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」(R7~R32)

自然増減及び社会増減の推移

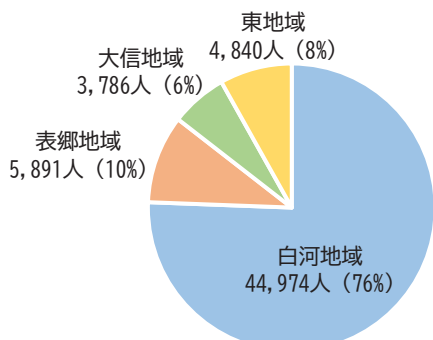


資料：「福島県統計年鑑」

【ポイント 3：地域別の人口動向と世帯構造の変化】

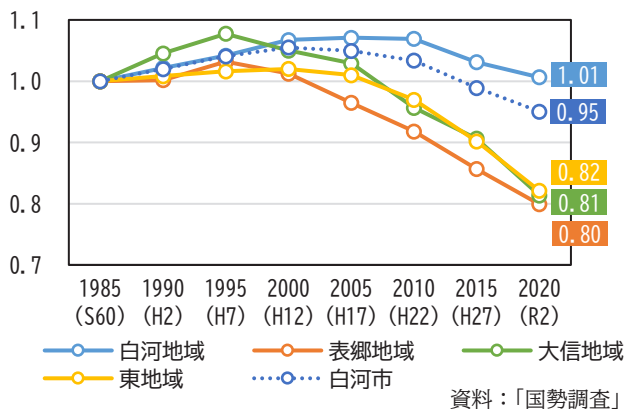
- 白河地域に全体の約76%が集中しており、他の表郷・大信・東地域はいずれもピーク時から大きく減少しています。
- 昭和60(1985)年を1.00とした場合、令和2(2020)年は白河地域だけが1.01とほぼ横ばいで推移している一方、表郷・大信・東地域は0.80~0.82に減少しています。
- 世帯数は増加傾向にある一方で、世帯人員(1世帯あたりの人数)は減少傾向にあり、特に白河地域では2.34人/世帯と他地域に比べ小規模世帯が多くなっています。

地域別人口割合 (R2)



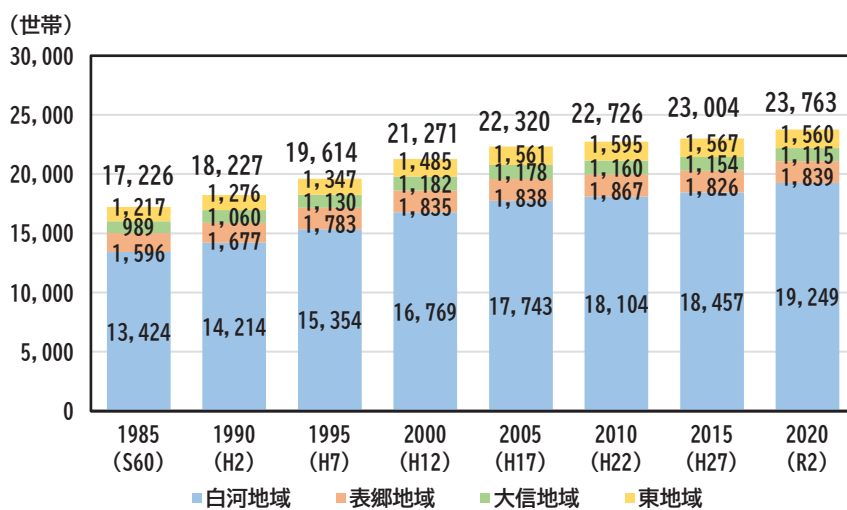
資料：「国勢調査」

地域別人口の伸び率 (S60を1.00)



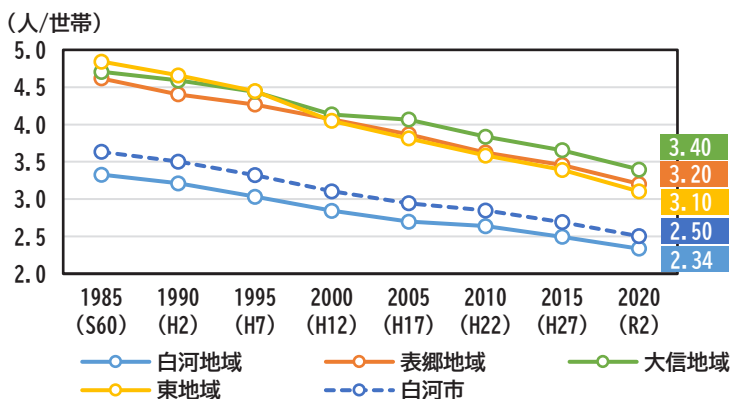
資料：「国勢調査」

地域別世帯数の推移



資料：「国勢調査」

地域別世帯人員の推移



資料：「国勢調査」

(2) 土地・建物の利用動向について

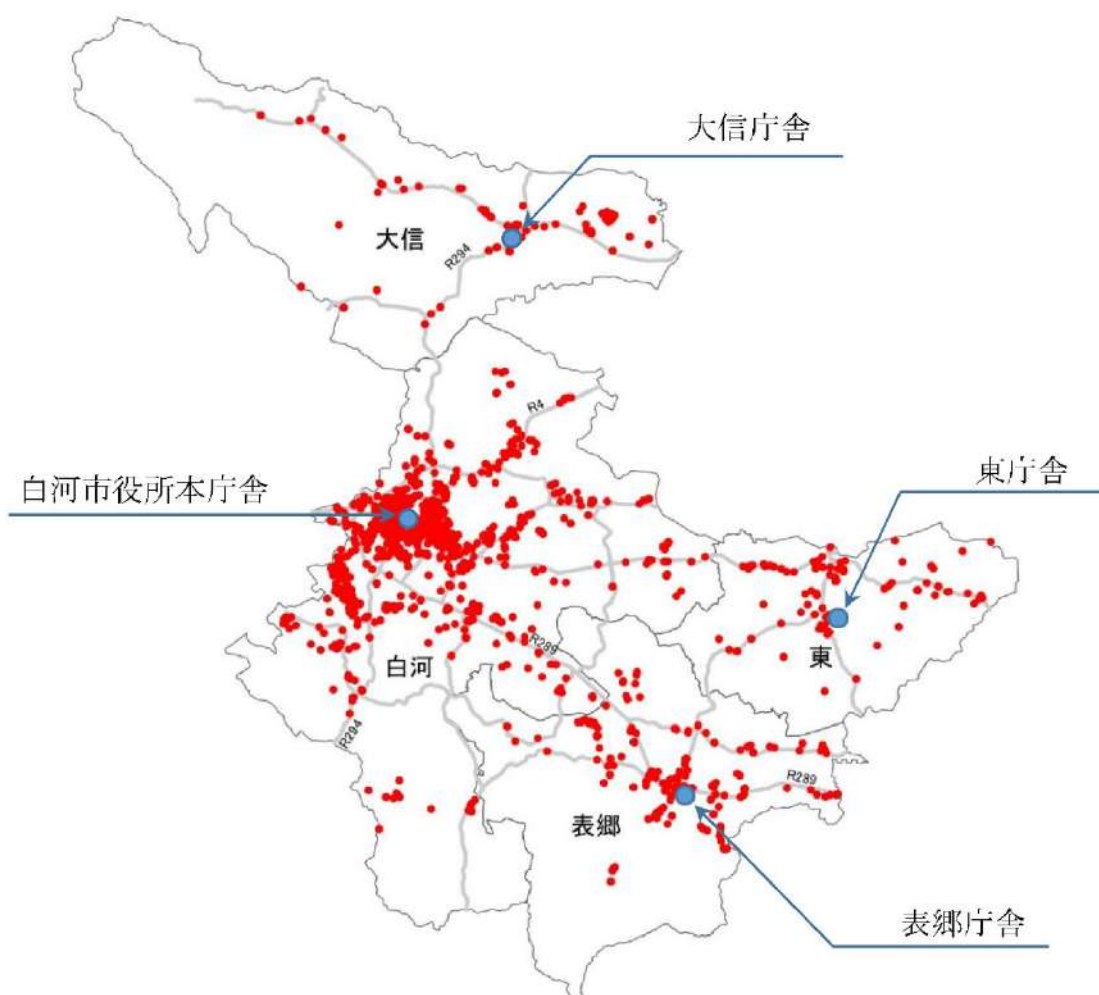
【ポイント1：市街地の無秩序な拡大】

- 用途地域内では、土地区画整理事業などにより住宅地の整備が進められてきましたが、都市計画基礎調査の土地利用現況をみると、用途地域外の幹線道路沿道に建築物の新規立地が見られ、スプロール化が進んでいます。

【ポイント2：空き家、空き店舗、駐車場及び空き地の現況】

- 空き家は令和4(2022)年度時点で1,287棟に増加（平成27(2015)年度比+296棟）しており、特に白河駅周辺などの市街地で増加しています。
- 空き家以外にも令和5(2023)年度に本市が実施した調査では、中心市街地に空き店舗が87か所、駐車場・空き地が147か所あり、中心市街地で多くの空き店舗や空き地が確認されています。

空き家等の分布図（令和4(2022)年度）



資料：「白河市空家等対策計画」（令和5（2023）年3月）

(3) 産業動向について

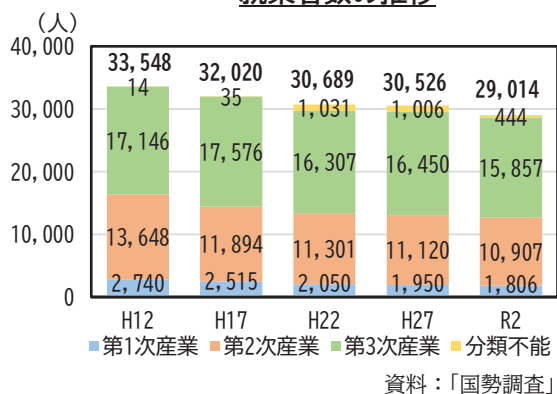
【ポイント1：就業者数の減少傾向と産業構成の地域差】

- 本市の就業者数は平成 12(2000)年以降減少傾向にあり、令和 2(2020)年は 29,014 人となっています。
- 全地域で第 2 次産業（特に製造業）の就業者が 3~4 割を占め、特に製造業は県内でも高い割合になっています。地域別にみると、白河地域は第 3 次産業の就業割合が高く、表郷・大信・東地域は第 1 次産業の割合が比較的高い傾向にあります。

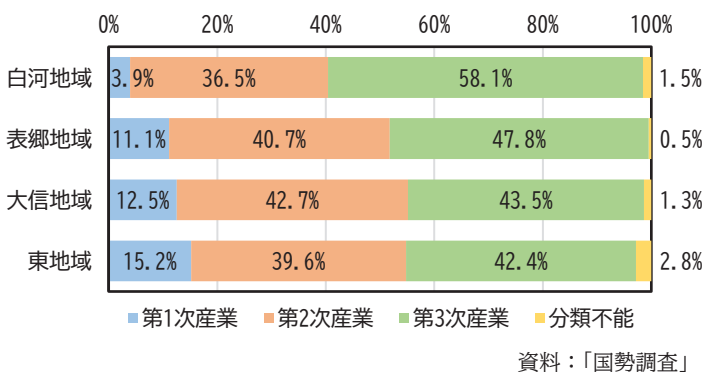
【ポイント2：商業と観光の回復・拡大傾向】

- 小売従業者数と小売年間販売額の推移は平成 26(2014)年まで減少傾向でしたが、平成 28(2016)年から上向きに転じ、令和 3(2021)年には従業者数 3,392 人、販売額 70,166 百万円となっています。
- 観光客入込数の推移は東日本大震災（平成 23(2011)年）やコロナ禍（令和 3(2021)年）で一時的に落ち込みましたが、令和 5（2023）年には 1,072 千人まで回復しています。

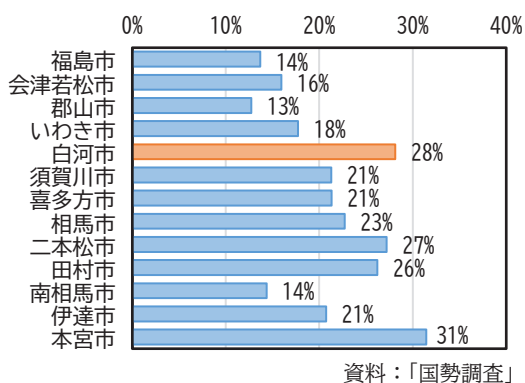
就業者数の推移



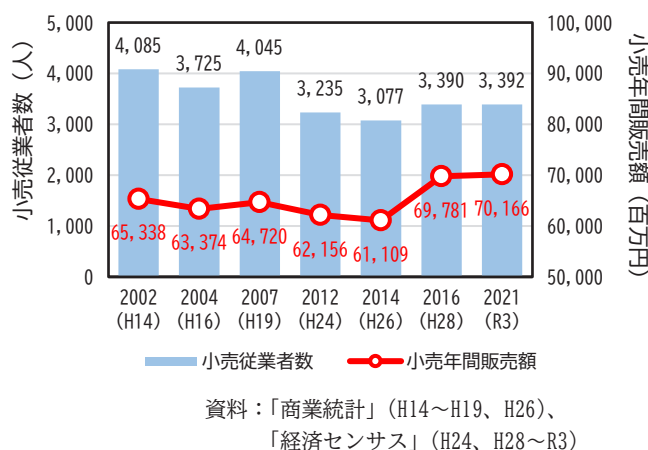
地域別の産業別従業者割合（R2）



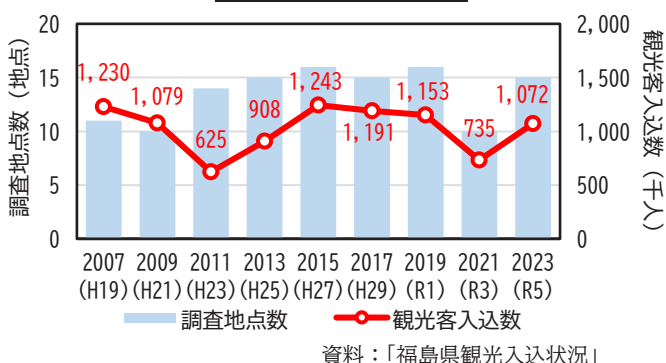
製造業従業者数割合（県内市部）（R2）



小売従業者数と小売年間販売額の推移



観光客入込数の推移



(4) 歴史的条件、自然的条件について

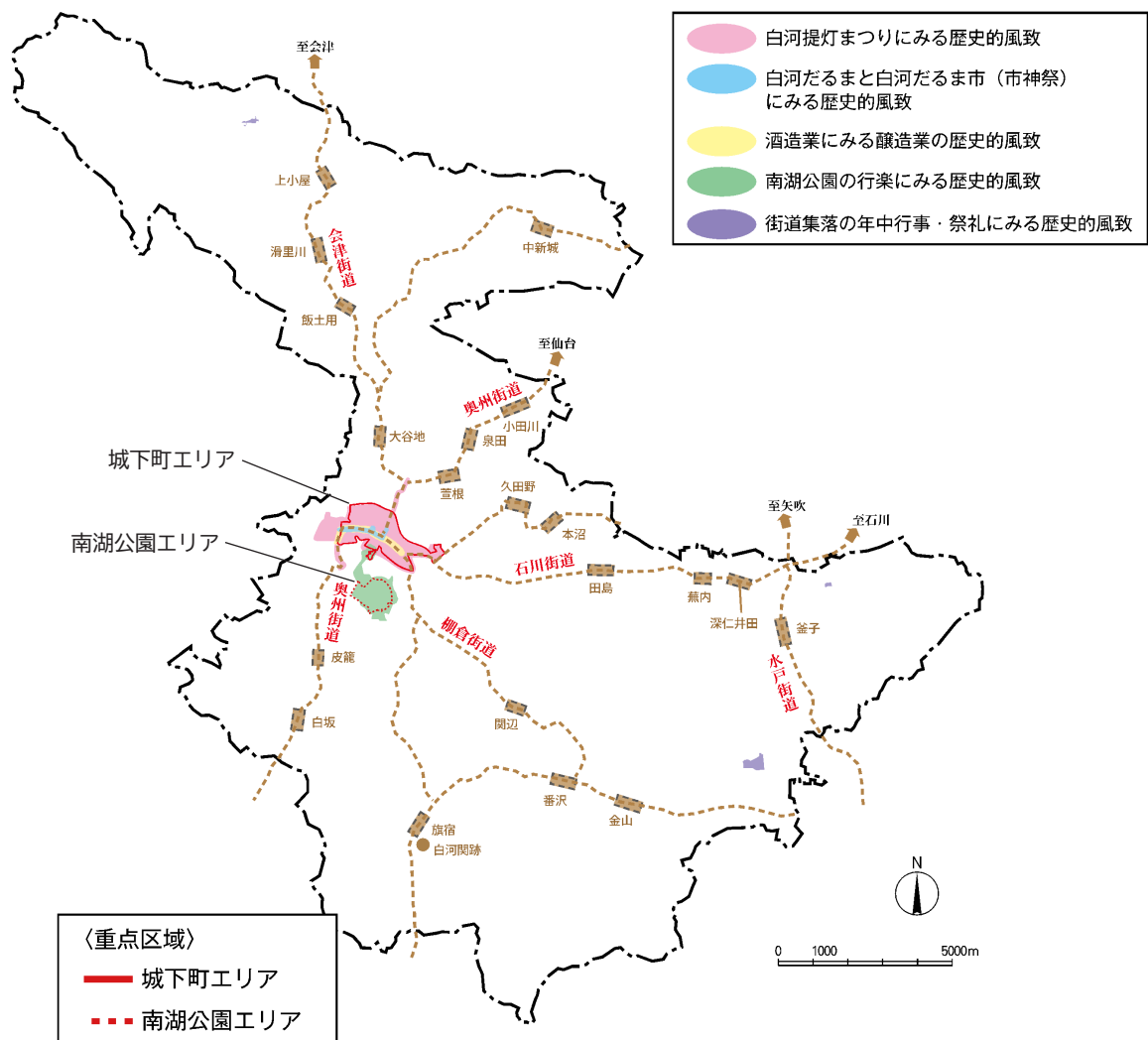
【ポイント1：豊富な文化財と歴史的風致の継承・活用】

- 本市には国指定の文化財 8 件のほか、県・市指定の文化財を含め 160 件の文化財（国認定・登録含む）が存在し、地域ごとに多様な史跡や名勝・天然記念物・埋蔵文化財包蔵地が点在しています。
- 旧奥州街道など複数の街道が交差する交通の要衝だったことを背景に、各街道沿いの伝統行事や建造物、史跡が互いに影響を与え合いながら伝承されてきました。
- 「白河市歴史的風致維持向上計画」により、小峰城跡や南湖公園を中心とした歴史的環境の保全・活用を図る重点区域が設定されています。

【ポイント2：豊かな自然環境】

- 本市は福島県南部に位置し、標高 300～400m の平地から 400～600m 級の丘陵・山岳地帯を中心に、西には那須山系、南に八溝山系が連なり、阿武隈川や杜川、隈戸川などの河川が市内を流れています。
- 市街地を取り巻く自然環境が豊かであり、川や丘陵地が調和した景観を形成しています。

重点区域の位置



資料：「白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）」（白河市、令和3（2021）年3月）、一部加筆

(5) 都市施設について

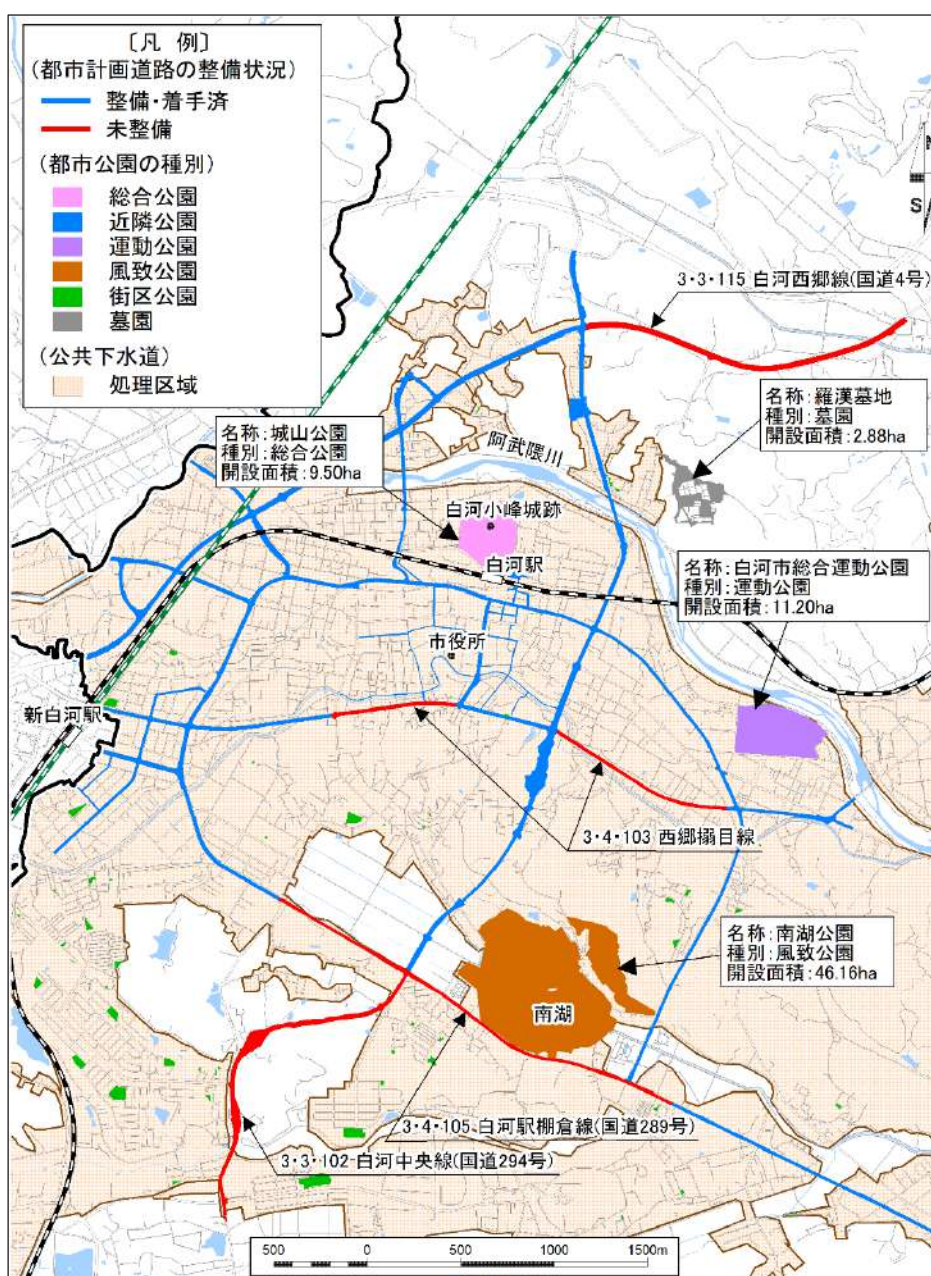
【ポイント1：道路ネットワークの整備状況】

- 本市を縦断する東北自動車道や国道4号、国道294号、横断する国道289号が整備されており、基幹道路は確保されています。
- 国道294号白河バイパスが令和5(2023)年2月に開通し、白河中央スマートICから南湖公園方面へのアクセス性が向上しました。
- 国道4号を中心とした自動車交通が市内外の移動において重要な役割を果たしています。

【ポイント2：1人あたりの都市公園面積が県内市部でトップ】

- 市街地周辺の大規模な公園として、小峰城跡周辺の城山公園（総合公園）、南湖周辺の南湖公園（風致公園）、阿武隈川沿いの白河市総合運動公園（運動公園）が整備されています。
- 都市公園の総面積は133.57ha（88公園）であり、1人あたりの都市公園面積が県内市部でトップとなっています。

都市施設の整備状況図



(6) 災害ハザードエリアの分布状況について

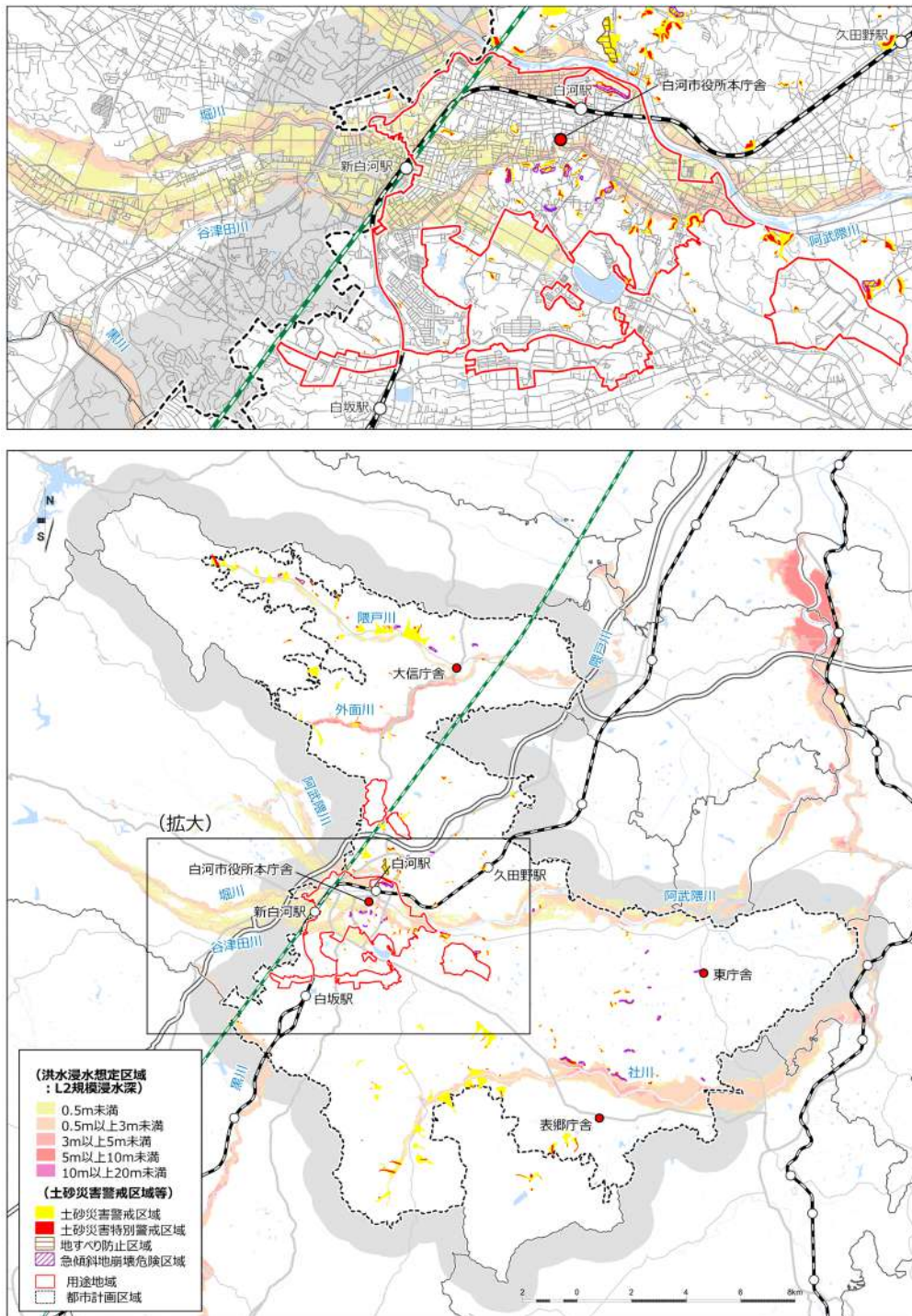
【ポイント1：用途地域内における浸水エリアの状況】

- 公表された想定最大規模の浸水想定区域を見ると、市域内における浸水エリアは、各河川の中でも阿武隈川、社川流域で広くみられ、用途地域内でも最大で浸水深 5.0m未滿の浸水区域が存在しています。

【ポイント2：山間部における土砂災害の状況】

- 土砂災害警戒区域は、多くが山間部に分布しているものの、一部、用途地域内で指定されている箇所もみられます。

主な災害ハザードの分布図



2-4 都市づくりの課題

本市における現況や特性を踏まえ、都市づくりにおける課題について次のとおり整理します。

(1) 本市及び圏域※全体からの人口流出を食い止めることが必要

本市は平成 12(2000)年をピークに人口減少が続き、令和 2(2020)年には 59,491 人となっています。高齢化率も 29.5%と高く、出生数の減少及び転出超過により自然減と社会減が続いている状況です。

さらに、国の将来推計では、令和 27(2045)年までに、本市の人口はさらに約 16,000 人が減少すると予測されています。

また、圏域外への人口流出などにより本市及び圏域全体の人口減少が進行しています。

そのため、本市だけでなく圏域全体を見据えた人口流出抑制策が喫緊の課題となっています。

※「圏域」とは、「しらかわ地域定住自立圏」における圏域を指す。

(構成市町村：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村)

(2) 歴史的資源や豊かな自然環境と調和する都市づくりの継承が必要

本市には、小峰城跡や南湖公園、白河関跡などの史跡と阿武隈川などの恵まれた自然環境が残され、本市全体及び各地域の重要な資源となっています。

また、本市が誇る歴史的資源や豊かな自然環境を次世代へ継承し、都市の魅力を高め、地域で暮らす人口を維持するための方策を実施するとともに、市民が歴史的なまちなみの保全や里山の保全に主体的に関わるなど、歴史や自然と調和する都市づくりを進めることが求められます。

(3) 地域の特性や実態に応じた適切な土地利用の誘導が必要

本市の都市計画区域内では、約 8 割が森林・田畑等の自然的土地利用となっています。このうち、用途地域内では、土地区画整理事業などにより住宅地の整備が進められてきましたが、古くからの建物が多く残る中心市街地では空き家・空き地等の低未利用土地が増えつつあります。

また、用途地域が未指定の地域では、用途地域周辺の幹線道路沿道で商業施設や工業施設の立地が進む一方で、都市的土地利用が行われる見通しのないエリアもみられます。

さらに、表郷・大信・東地域は、人口減少下においても各地域の持続可能性の観点から生活に必要な都市機能の確保が必要です。

そのため、用途地域や用途地域が未指定の地域においても地域の特性や実態に応じた適切な土地利用の誘導が求められています。

(4) 広域的な交通利便性を活かした産業振興が必要

本市は、古くから交通の要衝の地として、現在も JR 東北新幹線、東北自動車道、国道 4 号などの広域的な交通ネットワークによって首都圏及び東北圏への優れたアクセス性を有しています。この交通利便性を活かし、本市の製造業は県平均を上回る従業者の割合を占めるなど、産業拠点としての強みを発揮しています。

今後も、広域的な交通利便性を活かし、物流拠点の創出に向けた検討や産業の振興を進め、企業や事業所、就業者の維持・増加を図ります。これにより、地域経済を活性化させ、都市活力の向上を目指します。

また、東日本大震災やコロナ禍によって観光客の落ち込みはみられたものの、その後は回復傾向にあり、広域的な交通ネットワークを活かした来訪者の増加が期待されています。

(5) 頻発・激甚化する自然災害に対して安全・安心を確保することが必要

本市は、市街地内の災害リスクが比較的低いことが特徴であり、強みとなっています。

しかし、近年は気候変動による豪雨や台風の大型化により、これまで災害リスクが低いとされてきた市街地でも、河川氾濫や内水氾濫のリスクが高まっています。

そのため、災害ハザードエリアを中心に、防災対策の実施や無秩序な開発の抑制等を通じて災害リスクの軽減を図り、誰もが安全・安心に住み続けられる都市づくりを進めることが必要です。

3. 都市づくりの目標

3. 都市づくりの目標

3-1 将来都市像

本マスタープランでは、これまで進めてきた都市づくりを未来へ継承していくため、将来都市像を明確にし、白河市の魅力を活かした持続可能な都市づくりを推進していきます。

「将来都市像」は、これまで進めてきた都市づくりや上位・関連計画、本市の現況・特性、都市づくりの主要課題や市民の意向を踏まえ、以下のとおりに定めます。

これまでの都市づくり

「平成 20 年度 白河市都市計画マスタープラン」(平成 21 年 3 月策定)

都市づくりの出発点	ふるさとを知ること 利便性の重要性を認識しながらも、人と人との交流を中心とした身の丈にあった都市づくりに向けて、温もりあるコミュニティがいくつも存在する、様々な交流を折り重ねていく生活密度の高いコンパクトな都市づくり
都市づくりの方向	
将来都市像	交流創造都市 ふるさと白河

上位・関連計画

- ・白河市行動計画 -アジェンダ 2027-
- ・第 3 期白河市みらい創造総合戦略
- ・白河市国土利用計画
- ・福島県総合計画
- ・県南都市計画区域マスタープラン(福島県)
- ・白河市人口ビジョン 等

白河市の現況・特性

- ・「みちのくの玄関口」、県南地方の中心都市
- ・広域的な交通のハブで首都圏に近い
- ・歴史や文化、自然が育んだ魅力ある景観
- ・人口減少、少子高齢化
- ・就業者数の減少と産業構成の地域差 等

市民の意向

- ・高齢者や障がい者にやさしく安全なまち
- ・交通機関の充実
- ・安心して子育てと教育ができるまち
- ・中心市街地から周辺に魅力が広がるまち 等

都市づくりの主要課題

- ・本市及び圏域全体からの人口流出を抑制
- ・歴史的資源や豊かな自然環境と調和
- ・地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導
- ・交通利便性を活かした産業振興
- ・災害に強い都市づくり 等

これからの都市づくり

白河市がこれまで大切に守ってきたふるさと(歴史・文化・自然)を未来に継承し続けていくため、次の 4 つの視点をテーマに、「将来都市像」、「都市づくりの基本理念」、「将来人口」、「将来都市構造」を定め、白河市に誇りを持って暮らせるまちづくりを目指します。

【視点】 品格あるまちづくり 自然環境との共生 未来への活力 交流拠点都市

<将来都市像>

歴史の品格と未来への活力が織りなすまち しらかわ

～ 人・文化・自然が響きあい、誰もが輝く交流拠点都市 ～

小峰城跡、南湖公園、白河関跡が象徴する歴史と品格を未来へ継承し、各地域の史跡や豊かな自然と共生する持続可能な都市を築きます。

同時に、新たな産業や交流を創出し、未来への確かな活力を育むことで、過去を尊重しながら成長し続ける、誰もが誇りを持てる白河市を目指します。

都市づくりの基本理念

将来人口

将来都市構造

3-2 都市づくりの基本理念

次に示す6つの基本理念により、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

1. 「みちのくの玄関口」県南地域の発展に貢献する都市づくり

県南地域内に住む人々が利用する商業や交通、医療、文化等の都市機能を維持・集積し、「みちのくの玄関口」にふさわしい、人と物が集まるための都市施設の整備を図ることで、県南地域全体の発展に貢献する都市を目指します。

2. 歴史的資源や豊かな自然環境と調和する都市づくり

小峰城跡や南湖公園、白河関跡等の歴史的資源、阿武隈川や社川をはじめとする河川流域の自然環境、地域で受け継がれてきた伝統文化を最大限に活用し、これら歴史的資源や豊かな自然環境と調和する都市を目指します。

3. 地域特性に応じた適切な土地利用による都市づくり

無秩序な開発の抑制と効率的かつ計画的な市街地整備を通じてコンパクトな市街地を形成するとともに、表郷・大信・東地域においても地域に必要な都市機能の確保など地域特性に応じた適切な土地利用を図ることで、将来にわたって持続可能な都市を目指します。

4. 広域的な交通利便性を活かした都市づくり

広域的な交通利便性を活かし、物流拠点の創出に向けた検討や産業・観光の振興を図り、地域経済に活力を与えることで、経済的に豊かな都市を目指します。

5. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

災害に強い都市づくりや防犯対策の推進、老朽化が進む公共施設やインフラの維持管理、バリアフリー化の促進等を通じ、高齢者や障がい者、子育て世代、子ども等、誰もが安全に安心して暮らせる都市を目指します。

6. 市民等との協働による都市づくり

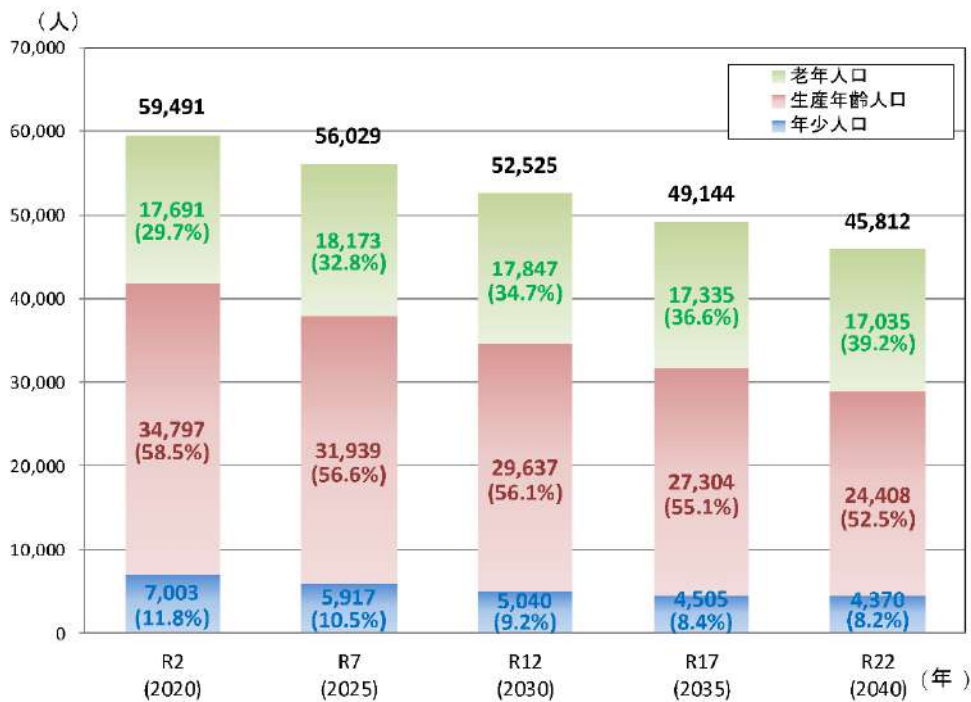
都市づくりの計画から事業化、運営管理の各段階において、市民の知見や民間事業者の活力を積極的に活かすため、市民等と行政のパートナーシップを促進し、多様な主体の協働により、身近で活力のある都市を目指します。

3-3 将来人口

「白河市人口ビジョン」では、本市の目標とする将来人口を下記のように設定しています。
 本マスタープランにおいても「白河市人口ビジョン」の目標に準じるものとし、この将来人口を見据えた都市づくりを推進するものとします。

- 国の推計による本市の将来人口は、令和 22（2040）年に 47,000 人程度になると予測されています。
- 上記の将来人口は、主に平成 17（2005）年から令和 2（2020）年の人口動向を勘案して推計したものであり、コロナ禍以降の実績を見ると、「自然減」も「社会減」もさらに拡大していることから、仮にこの傾向が継続した場合、令和 22（2040）年の人口は 44,000 人程度になると推計されます。
- 社会動態は、これ以上転出超過が拡大しないようにする（＝直近の転出超過率（2.2%）を維持する）とともに、自然動態については、令和 22（2040）年に市民の希望出生率（1.43）を実現し、令和 22（2040）年に 46,000 人程度を維持することといたします。

市の目標とする将来人口（年齢3区分）







出典：「白河市人口ビジョン」（白河市、令和 7(2025)年 3 月）

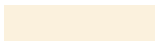


3-4 将来都市構造

本マスタープランにおける将来都市構造では、地域ごとの特性に応じて都市機能を集約した「拠点」、機能を面的に示した「エリア」、及びそれらの拠点同士や他の都市を結ぶ「連携軸」を位置づけ、土地利用の方向性も併せて以下のように設定します。

(1) 拠点






①都市 拠点 	白河駅・新白河駅周辺の市街地及び白河中央スマート IC 周辺
	高次都市機能※が集積する本市の中心的な役割を担う場所として、市街地の活性化により、拠点機能の維持と強化を図ります。
②地域 拠点 	表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎の各庁舎周辺の既成市街地
	地域の生活を支えるための都市機能が集積する各地域の中心的な役割を担う場所として、居住環境の向上や産業の振興等により、拠点機能の維持と強化を図ります。
③生活 拠点 	大沼・小田川・白坂・五箇・関辺・旗宿の各行政センター周辺の既成市街地
	地域の居住を支えるための都市機能が集積する場所として、各拠点の特性を活かしつつ周辺の拠点との連携により、生活利便性の維持と強化を図ります。
④産業 拠点 	都市拠点及び地域拠点を取り巻く工業団地等のある地区
	地域の経済活動の核となる工業団地等を含む地区で、企業誘致等による産業の振興を図り、雇用の場としての拠点機能の維持と強化を図ります。

(2) エリア（拠点を含まより広い範囲）

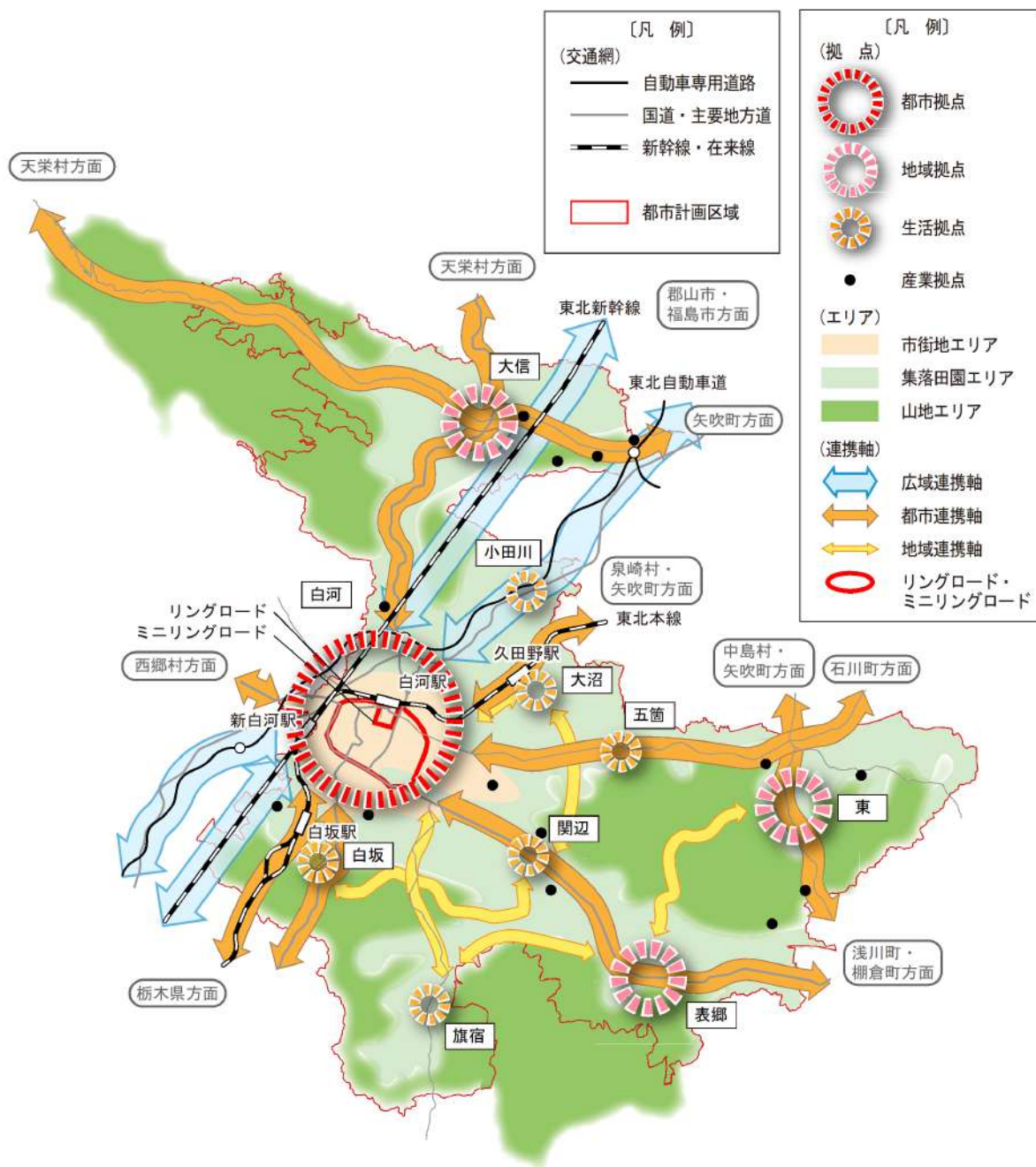
①市街地エリア 	都市拠点内及び都市拠点周辺の一部のエリア
	住居や商業施設、商店などが集まるエリア。既成市街地の良好な居住環境の形成や生活を支える都市機能の維持と集約を図ります。
②集落田園エリア 	市街地以外に点在する集落と田園地帯
	集落と田園が広がるエリア。無秩序な市街地の拡大を抑制し、良好な集落環境の形成や農業生産環境、自然環境の保全を図ります。
③山地エリア 	山地が広がるエリア
	豊かな自然を有するエリア。無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然環境の保全や市民等のレクリエーションの場としての機能の維持と強化を図ります。

※ 高次都市機能：市民の生活や企業の経済活動に重要な行政、教育、文化、医療、情報、商業、交通等の質の高いサービスを提供する機能のこと

(3) 連携軸

<p>①広域連携軸</p> 	<p>JR 東北新幹線、東北自動車道、国道 4 号</p> <p>国土レベルの広域的な移動を主目的とする交通施設により、広域的な連携を支える軸として、交通結節機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>②都市連携軸</p> 	<p>JR 東北本線、国道 289 号、国道 294 号、(主)白河石川線、(主)棚倉矢吹線、(主)矢吹天栄線</p> <p>広域的な移動を可能とする交通施設により、都市拠点や地域拠点と他の都市との連携を支える軸として、機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>③地域連携軸</p> 	<p>(主)伊王野白河線、(一)母畑白河線、(一)高萩久田野停車場線、(一)白坂関辺線、(一)白坂停車場線、(一)中野番沢線、(一)釜子金山線</p> <p>都市連携軸を補完し市内の移動を主とした交通施設により、都市拠点と生活拠点、都市拠点以外の拠点間の連携を支える軸として、機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>④リングロード</p> 	<p>都市拠点内の環状道路(都市計画道路：白河駅棚倉線、白河駅八竜神線)</p> <p>都市拠点内の環状道路を城下町白河の歴史や文化、生活を確認・発見する回転軸「リングロード」と位置づけ、市街地の回遊性を高めます。</p>
<p>⑤ミニリングロード</p> 	<p>リングロードの更に内側の環状道路(都市計画道路：白河駅白坂線、西郷搦目線、白河中央線)</p> <p>リングロードの更に内側約 500m 四方を囲む環状道路を「ミニリングロード」と位置づけ、白河駅を中心として歩いて楽しめる、歴史とにぎわいのある空間を創出します。</p>

都市構造図



4. 分野別の都市づくりの方針

4. 分野別の都市づくりの方針

本章では、「将来都市像」、「都市づくりの基本理念」、「将来人口」、「将来都市構造」の実現に向けて、都市づくりに関する分野別の方針を示します。

具体的には、「土地利用」「市街地・住環境」、「道路・交通網」、「公園・緑地・水辺」、「景観形成」、「都市環境」、「都市防災」という7つの分野について、都市づくりの方針と関連するSDGsの目標を示しています。

■分野別の都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針	(1)土地利用の基本方針 (2)用途別土地利用の方針	
4-2 市街地・住環境の方針	(1)市街地の活性化 (2)街なか居住の促進 (3)公営住宅の長寿命化と適正な管理	
4-3 道路・交通網の方針	(1)幹線道路の整備 (2)都市内道路の整備 (3)歩行空間・自転車走行空間の整備 (4)公共交通網の充実	
4-4 公園・緑地・水辺の方針	(1)公園の整備 (2)緑地・水辺の保全	
4-5 景観形成の方針	(1)景観の保全と継承 (2)魅力ある都市景観の創出 (3)住民による景観づくり	
4-6 都市環境の方針	(1)生活環境の保全 (2)上下水道の適正管理 (3)脱炭素化の推進	
4-7 都市防災の方針	(1)災害に強い都市基盤の充実 (2)土砂災害・洪水対策の推進 (3)総合的な防災体制の構築	

<全ての分野に関係する上位計画>

- 福島県総合計画
- 県南都市計画区域マスタープラン
- 白河市行動計画
- 白河市国土利用計画
- 第3期白河市みらい創造総合戦略

4-1 土地利用の方針

<主な関連計画>

- ・ 第4期白河市中心市街地活性化基本計画
- ・ 白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）
- ・ 白河市立地適正化計画
- ・ 白河市景観計画
- ・ 白河市空家等対策計画

等

<関連する SDGs の目標>



(1) 土地利用の基本方針

1) 城下町を核としたコンパクトな市街地の形成

中心市街地には、県南地域の中心的役割を担う核として、古くから続く城下町の伝統と、その基盤を支えてきた交通や商業の強みがあります。商業や医療、福祉、文化、行政といった都市機能の集積を図りながら、空き家・空き地等の低未利用土地の活用を促すことで、にぎわいと活気あふれるまちづくりを進めます。

また、その周辺では、利便性の高い生活サービスが享受できるよう交通アクセスの充実と居住環境の向上を図り、コンパクトな市街地の形成を進めます。

2) 歴史的資源や豊かな自然環境と調和した土地利用の推進

400年以上前から人々が生活してきた中心市街地とその周辺では、城下町の歴史的なまちなみの景観と調和した土地利用を推進し、周囲の景観を損なうような高度利用は抑制し、小峰城跡や南湖公園とその借景となる那須連峰への眺望景観を保全します。

市街地周辺の田園や里山などの自然環境は、無秩序な市街化を抑制し、まちと緑が共存した都市づくりを進めます。

3) 市民協働による都市づくり

代々受け継がれてきた歴史的なまちなみや環境を未来へ継承するため、地域住民との協議を進め、地区計画の策定や景観協定の締結などを行い、住民と行政の協働による良好なまちなみづくりを推進します。

また、都市計画提案制度を活用し、市民やNPO、民間事業者などの自主的な都市づくりを促進します。

(2) 用途別土地利用の方針

1) 商業・業務系土地利用

白河駅や市役所が位置する中心市街地は、市域のみならず県南地域の中核を担う都市拠点として、商業や医療、福祉、文化、行政といった都市機能の維持や集約、強化を図るとともに、これまでに整備してきた道路や公共施設の有効活用、都市機能の集約化・複合化、景観形成に配慮した計画的な土地利用など魅力ある都市づくりを進めます。

新白河駅の周辺では、市民の生活利便性を向上させる商業施設が立地しているため、中心市街地の商店街との適切な役割分担のもと、適正な土地利用を進めます。

2) 工業・流通系土地利用

工業地は、都市拠点を取り囲むように分布しています。生産と就労の場を維持するため、既存工場等のニーズに合わせた柔軟な土地利用を推進します。

白河中央スマート IC による交通利便性を活かし、物流拠点の創出に向けた検討や企業誘致と一体的な土地利用の誘導を図ります。

製造業だけでなく、IT 情報産業、研究開発施設などの新たな分野にも視野を広げ、就業の場の選択肢を増やしていきます。

工業系土地利用の未利用地は、社会経済情勢の変化や今後の開発動向を踏まえ、関係機関と協議しながら長期的な視点で土地利用の方向性を検討します。

準工業地域は、都市構造の適正なバランスを保つため、特別用途地区の活用による大規模集客施設の立地抑制を図ります。

3) 住居系土地利用

既成市街地では、道路や公園、下水道等の基盤整備の充実とともに、生活に必要な都市機能の維持・集約を図ります。

空き家・空き地等の低未利用土地の活用を促進し、多様な世代が暮らしやすい良好な住宅地の形成を図ります。

歴史的なまちなみを形成する地区では、景観に配慮した土地利用を推進するとともに、地区計画の策定や景観協定の締結などの仕組みを活用し、まちなみの保全を図りつつ、白河に古くから伝わる町割りを活かした白河ならではの街なか居住を進めます。

各地区の現状に応じて、避難路やオープンスペースの確保を進めるとともに、地震や火災に強い建築物を増やし、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

低層住宅を中心としたゆとりのある住宅地では、適切な都市計画の運用と市民によるルールづくりによって、良好な居住環境を維持し、自然との共生に努めます。

地域拠点や生活拠点では、生活基盤の維持・改善を図り、農地や自然環境と調和し、共生する良好な居住環境の形成を目指します。

地域活動の核となる交流施設や憩いと安らぎの場などを整備し、快適な住環境づくりを推進します。

4) 農林業・田園居住系土地利用

農村集落では、居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持や活性化を図るため、地域の特性に応じた土地利用を進めます。

表郷・大信・東地域の地域拠点、大沼や小田川などの生活拠点では、日常生活に必要な商業機能等の維持を図り、利便性の向上を目指します。

優良農地や圃場整備等の基盤整備を実施した農地は、担い手への集積が進むよう、農業生産環境の保全に努めます。

遊休農地は、所有者に加え、地域や多様な主体の参画による適切な維持管理と有効活用を推進し、周辺環境の保全に努めます。

5) 公園・レクリエーション・観光系土地利用

南湖公園や城山公園などの公園は、豊かな自然との調和を保ちながら、本市のシンボルとして適正な保存・活用を推進します。

白河市総合運動公園やしらかかの森スポーツ公園などのスポーツ・レクリエーション拠点は、市民の憩い・交流・レクリエーション・健康づくりの拠点として、適切な維持管理と施設の充実を図り、魅力向上に努めます。

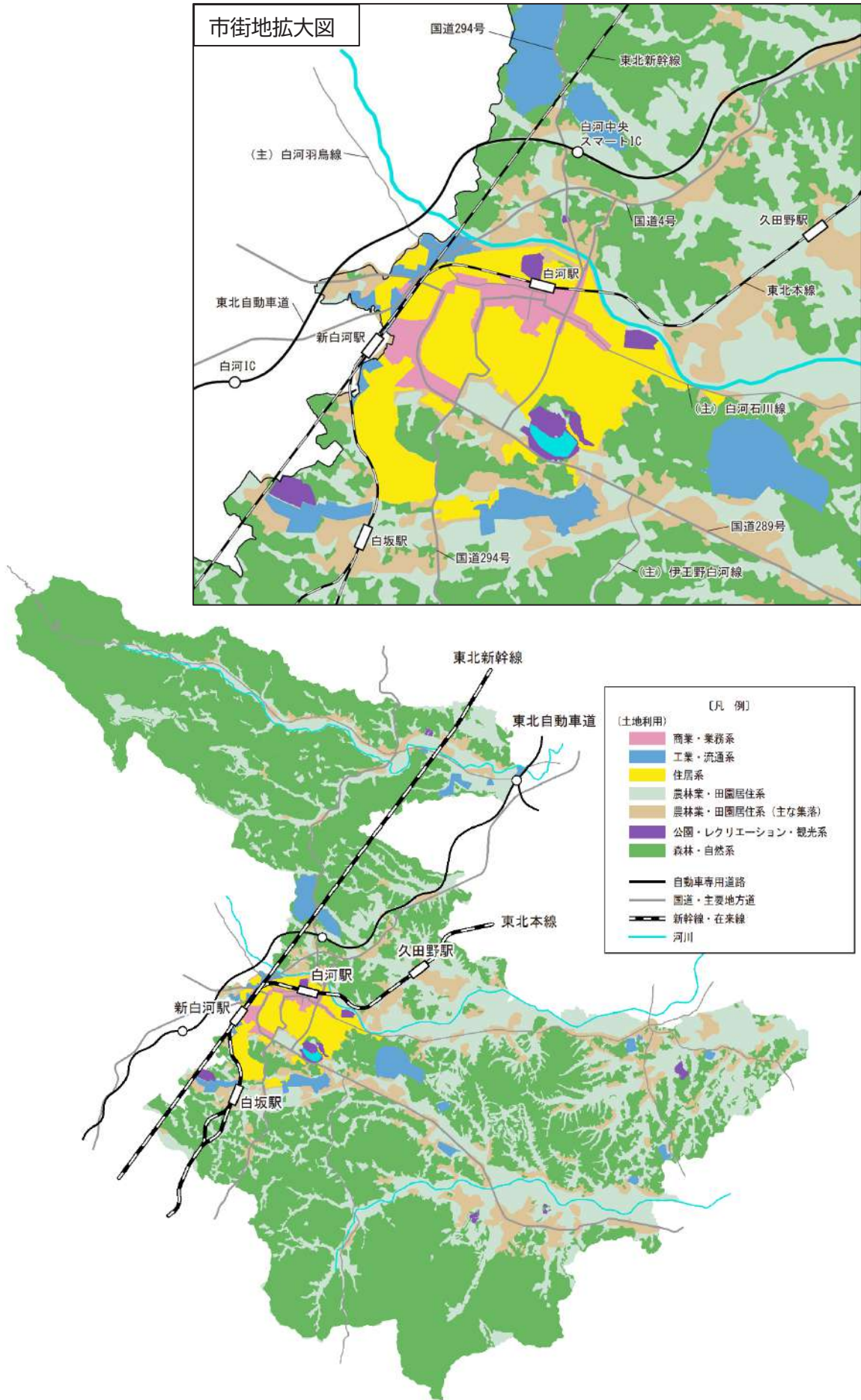
JR東北新幹線や東北自動車道などの広域的な交通利便性を活かし、観光振興及び周辺の自治体と連携しながら観光地の回遊を促す取組を推進します。

6) 森林・自然系土地利用

本市の市街地周辺を囲む森林は、水源の確保や多様な生物の生息のために必要な環境であり、森林レクリエーションや森林産業との連携を図ります。

森林・里山の持つ多面的機能を維持・保全することを原則としつつ、環境負荷を最小限に抑えた適正な立地誘導を図ることで、自然環境の保全と再生可能エネルギーの活用の両立に努めます。

土地利用方針図（市街地拡大図）



1 はじめに

2 都市づくりの現況・課題

3 都市づくりの目標

4 分野別の都市づくりの方針

5 地域づくりの方針

6 実現化方策

4-2 市街地・住環境の方針

<主な関連計画>

- ・ 第4期白河市中心市街地活性化基本計画
- ・ 白河市景観計画
- ・ 白河市空家等対策計画
- ・ 白河市公共施設個別施設計画
- ・ 白河市営住宅長寿命化計画

等

<関連するSDGsの目標>



(1) 市街地の活性化

白河駅周辺では、白河市立図書館りぶらんや白河文化交流館コミネス、そして令和9年に完成する複合施設しらふるや小峰城清水門など交流や回遊をもたらす施設が立地し、新白河駅周辺では、総合スーパーやホームセンターなど大型の商業施設が集積しています。

さらに、これらの駅周辺は、飲食店や医療機関、金融機関、行政インフラが整った空間となっています。

このため、これら市街地の施設や機能を維持するとともに、さらなるにぎわいの創出や商業活動の向上を図ることにより、市民にとって暮らしやすさや快適さが感じられるまちづくりを進めます。

白河の目抜き通りである旧奥州街道を中心とした城下町地区では、景観協定の締結やサインの統一、無電柱化などを進め、連続性のある景観を創出します。これにより、にぎわいのある商業空間の形成を目指します。

また、増加する空き店舗を活かした魅力的な店舗の集約を図り、商店街の活性化を推進します。

(2) 街なか居住の促進

行政機関や診療所、商店街などが徒歩圏内にあり、街なかは高い利便性を有しています。一方、古い木造建築物や狭い道路も多く、防災面で課題があるほか、空き家も増えつつあります。そのため、空き家・空き地等の低未利用土地を活用しつつ、都市の防災性向上とユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、若年層や子育て世帯、市外からの移住者などの定住を促進します。

また、町屋の敷地を活かしたデザインの工夫や空き家・空き店舗のリノベーションなどにより、歴史を身近に感じる街なか居住を目指します。

(3) 公営住宅の長寿命化と適正な管理

「白河市公共施設個別施設計画」や「白河市営住宅長寿命化計画」を踏まえ、公営住宅の長寿命化により良質な住宅ストックを形成し、住宅セーフティネットとしての機能を確保します。また、需要動向の変化に対応した公営住宅の適正管理と再編の検討をします。

4-3 道路・交通網の方針

<主な関連計画>

- 白河市社会資本整備計画
- 白河市自転車活用推進計画
- 白河市地域公共交通計画
- 白河市立地適正化計画
- 白河市観光振興計画

等

<関連する SDGs の目標>



(1) 幹線道路の整備

1) 主要幹線道路

本市の骨格を形成する道路として、一般国道や主要地方道を主要幹線道路に位置づけ、機能保全・強化を促進します。

主要幹線道路	国道4号、国道289号、国道294号、 (主)白河石川線、(主)棚倉矢吹線、(主)矢吹天栄線
--------	---



国道294号白河バイパス

2) 幹線道路

主要幹線道路を補完し市内の拠点間の連携を支える道路として、主要幹線道路以外の主要地方道及び一般県道を幹線道路に位置づけ、機能保全・強化を促進します。

幹線道路	(主)伊王野白河線、(一)母畑白河線、(一)高萩久田野停車場線、 (一)白坂関辺線、(一)白坂停車場線、(一)中野番沢線、 (一)釜子金山線
------	--

2) 生活道路の整備

住まいに身近な道路は、良好な道路環境を確保・維持するため、生活道路の点検等を継続して実施するとともに、緊急で即効性のある側溝改修や舗装補修、歩道整備など必要に応じて適切な措置・対策を講じます。

また、安全性や利便性を向上させるため、歴史的な風情を守りながら狭い道路を改善するとともに、誰もが安心して歩けるユニバーサルデザインやバリアフリーの歩行空間を確保します。

3) 都市計画道路の検討

本市の都市計画道路は、利用者の円滑な移動を確保するための交通機能や市街地の形成機能に留意し、交通ネットワークまたは都市防災の観点から新たな道路計画の検討や必要性の低い道路の路線見直しを進めます。

(3) 歩行空間・自転車走行空間の整備

1) ウォークアブルな道路空間の整備

歴史的建造物が残る旧奥州街道沿いは、歴史と文化を伝える本市の目抜き通りとして、安全な歩行空間を確保しながら、市民だけでなく、来訪者にも快適で魅力的な道づくりを進めます。

また、谷津田川せせらぎ通り、乙姫桜プロムナードをはじめとした街なかの横道や裏道は、城下町の風情を感じる道です。街なかの各所に残るカギ型を活かしながら、ユニバーサルデザインに配慮した快適な歩行系ネットワークを形成し、歴史へ誘う散歩道として活用を図ります。

2) 自転車走行空間の整備

自転車走行空間の整備は、自転車の安全確保と自動車への交通依存度の低減を図るため、「白河市自転車活用推進計画」に基づき、ネットワーク化と道路事情に応じた整備を図り、自転車の活用を促進します。

また、地域資源を活かしたサイクルツーリズムの促進により、観光振興及び地域振興を図ります。

(4) 公共交通網の充実

1) 持続可能な公共交通体系の構築

市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持するため、「白河市地域公共交通計画」に基づき、市循環バス及び路線バスのダイヤや路線の見直し等を検討し、持続可能な公共交通網を構築します。

2) 交通結節点の機能強化と利便性の向上

公共交通結節点となる新白河駅及び白河駅は、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した駅周辺環境の整備を進めるとともに、自転車やバス等からのスムーズな乗り換えを実現する快適な駅前広場の維持に努めます。

また、鉄道やバス等は、分かりやすい交通情報の提供や待合環境の改善、高齢者等の利用に配慮した車両の導入など利用者の利便性向上に取り組みます。

4-4 公園・緑地・水辺の方針

<主な関連計画>

- ・ 史跡名勝南湖公園第2次保存管理計画
 - ・ 史跡小峰城跡保存管理計画
 - ・ 白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）
 - ・ 白河市公共施設等総合管理計画
 - ・ 白河市緑の基本計画
- 等

<関連する SDGs の目標>



(1) 公園の整備

1) 歴史・観光拠点

歴史の深みと四季の美しさを感じられる南湖公園や城山公園等は、豊かな自然を守りつつ、歴史や自然の楽しみを学ぶ場として、「白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）」との連携を図りながら、本市のシンボルとしての適正な保存管理や整備・活用を進めます。

また、公園内の文化財の保存管理や地域と連携した公園管理、観光の拠点としての連携及び整備の強化に努めます。

歴史・観光拠点	南湖公園、城山公園、白河関の森公園
---------	-------------------



南湖公園



城山公園



白河関の森公園

2) スポーツ・レクリエーション拠点

市民の健康づくりや世代を超えた交流を促進するスポーツやレクリエーション、自然体験を楽しむ場として、施設の充実と整備を図り、観光を含めた多様な活用を進めます。

スポーツ施設は、今後の人口減少や施設の利用状況を踏まえつつ、施設の統廃合や改修、更新について検討します。

スポーツ・レクリエーション拠点	白河市総合運動公園、しらさかの森スポーツ公園、南湖森林公園、表郷総合運動公園、鶴子山公園、大信総合運動公園、聖ヶ岩ふるさとの森、東風の台運動公園
-----------------	--



白河市総合運動公園



しらさかの森スポーツ公園



南湖森林公園



表郷総合運動公園

3) 市街地の身近な公園

市街地の公園は、身近な集いや憩いの場としての機能充実を図るとともに、身近な公園が少ない地域への整備も視野に入れ、誰もが歩いて行ける公園の適正な配置を検討します。

また、身近な公園の維持管理に多くの市民が参加できるように、人材育成やボランティア団体の支援を図ります。

4) 公園の計画的な整備

「白河市緑の基本計画」に基づき、公園や緑地の整備、緑化の推進を市民等と連携して進めていきます。

公園施設は、「白河市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新等を進めます。

(2) 緑地・水辺の保全

1) 地域の緑化

地域にふさわしい緑化を進めるため、公園や道路、公共施設、工場、住宅団地などの緑地空間の計画的な整備に努め、住民等と行政が一体となった緑豊かな地域づくりを推進します。

また、地域で親しまれている緑や歴史ある緑を保全するため、保存樹林、景観重要樹木などの指定を検討します。

さらに、川や公園、緑地といった水と緑の空間を保全し、その配置を活かして都市の緑化を図ります。

2) 森林や里山等の保全

グリーンインフラの考え方を踏まえ、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう適正に管理するとともに、多様な生物の生息環境である里山の保全に努めます。

森林や里山は、その良好な環境を守りながら、自然とのふれあいを通じて、市民が自然の大切さや生態系を理解、学習するための森林公園施設の充実を図ります。

また、森林環境交付金の活用などにより、市民の森林づくりへの参画を促進します。

田園等の農用地は、農業の場としてだけでなく、身近にある緑の空間として耕作放棄地の解消や営農環境の整備などにより今後も保全を図ります。

3) 貴重な環境の保全

国内で唯一のビャッコイの自生地をはじめとして、貴重な生態が息づく環境が残されていることから、「白河市環境基本計画」に基づく適切な保全策を講じるほか、これらの貴重な環境について学ぶ機会を増やし、市民とともに地域の生物多様性の保全に努めます。

また、南湖風致地区や中央風致地区をはじめとした風致地区は、自然と調和した良好な都市環境の保全を図るため、各種施策との連携により自然景観の保全・活用に努めます。

4-5 景観形成の方針

<主な関連計画>

- 白河市景観計画
- 白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）

<関連する SDGs の目標>



（1）景観の保全と継承

本市には、小峰城跡や南湖公園、白河関跡など、先人から受け継いだかけがえのない歴史的遺産があります。阿武隈川や社川、隈戸川などの流域沿いに広がる田園景観は、優良農地としてだけでなく、都市の貴重なオープンスペースやふるさとの風景として、保全・継承していきます。

さらに、那須連峰をはじめとする山々や河川などの美しい風景は、地域の誇りとして、これらの景観を保全し、眺望できる場所や景勝地を守り育てることで、地域の美しい自然景観を次世代に継承します。

また、「白河市景観計画」や「白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、地域に残る歴史的資源の保全・活用を図りながら、地域に応じた建築物や屋外広告物の規制・誘導に努め、地域の風土や文化を継承した景観の形成に努めます。

（2）魅力ある都市景観の創出

本市は、県南地域の核として多様な都市機能が集積していることから、歴史や自然景観との調和を図りつつ、魅力とにぎわいのある都市景観を形成します。

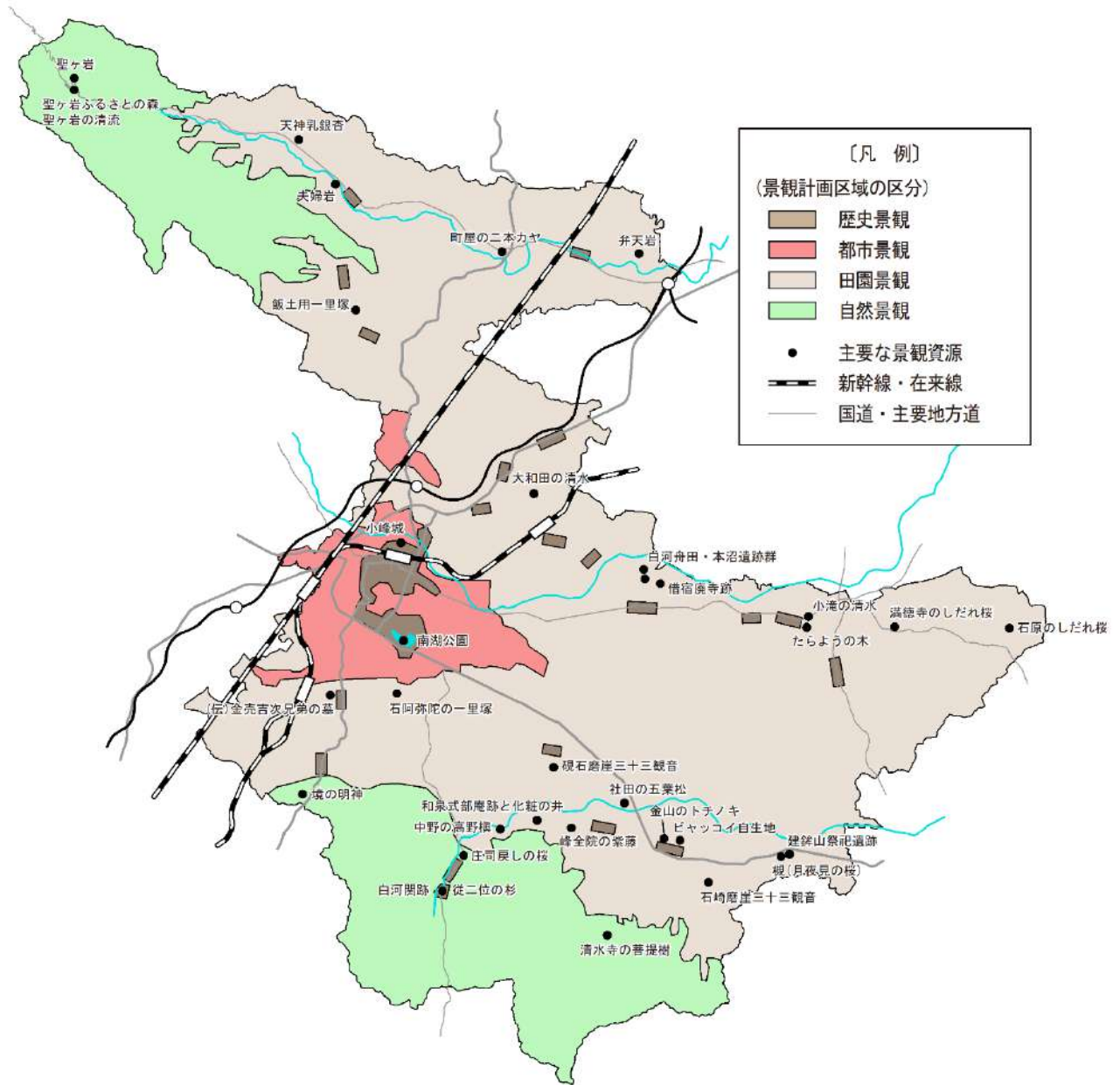
また、行政関連施設や文化施設等は、周辺の景観と調和した質の高いデザインとすることで、景観創出の先導的役割を担うよう努めます。

（3）住民による景観づくり

本市は、市民や NPO、民間事業者の主体的な活動と行政との協働により、ふるさと白河の景観づくりを進め、長い歴史の中で培われてきた歴史的・文化的景観資源を未来に継承していきます。

また、景観に関する情報発信や学校と連携した景観学習などにより、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりを推進します。

景観形成の方針図



4-6 都市環境の方針

<主な関連計画>

- ・ 第3次白河市環境基本計画
- ・ 白河市水道ビジョン・経営戦略
- ・ 白河市下水道事業経営戦略
- ・ 白河市公共施設等総合管理計画

等

<関連する SDGs の目標>



(1) 生活環境の保全

本市では、ごみ焼却場として西白河地方クリーンセンターを都市計画決定し、ごみに対する市民意識の向上を図りながら、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進してきました。今後は、これまでの3Rに加え、ごみになるものは断る（リフューズ）、修理して使う（リペア）を新たに取り入れ、5Rとして推進し、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置きながら、市民や事業者への普及・啓発活動を実施します。

また、白河地方広域市町村圏整備組合と連携し、適切なごみ・し尿処理の取組を推進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成を目指します。

「白河市美しいふるさとづくり条例」に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための啓発活動を実施するなど、まちの美観の向上に努め、本市の恵み豊かな自然環境を守り育てます。

(2) 上下水道の適正管理

1) 上水道

市民が安心して水を使えるように充実した水質管理・監視により、水質の安全性を維持・向上させるとともに、災害等の非常時においても安定して給水するため、耐震性能の低い施設や管路の耐震化、老朽化した施設の更新を推進し、施設の被害を抑制します。

また、将来にわたり水道事業を健全に維持するため、水道施設の適正な管理を継続するとともに、多様な連携手法を活用しながら持続可能な水道の実現に取り組みます。

2) 下水道

今後は多くの施設で老朽化が進むことから、予防保全による施設の長寿命化と併せ、耐震化や液状化対策を考慮しながら管渠や処理場等の計画的な施設の更新を推進します。

また、全国的には下水道管の劣化に起因する道路陥没事故が発生してきていることから、継続して管内調査や空洞調査に取り組むなど、適切な維持管理に努めます。

公共下水道の事業区域外においては、農業集落排水施設や合併処理浄化槽などにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

(3) 脱炭素化の推進

近年、地球温暖化に伴う気候変動が社会問題となっており、温室効果ガスの増加が主な要因であると考えられています。本市においても、温室効果ガス排出削減の取組として、自動車に過度に依存しない都市づくりや公共交通網の整備、市街地内における緑化の推進、公共施設等の省エネ建築物への更新を進めます。

また、市民や事業者に対して省エネルギー化を啓発し、市民や事業者、行政が一体となって脱炭素社会に向けた都市づくりを推進します。

4-7 都市防災の方針

<主な関連計画>

- 白河市地域防災計画
 - 白河市国土強靱化地域計画
 - 白河市耐震改修促進計画
 - 白河市橋梁長寿命化修繕計画
 - 白河市トンネル長寿命化修繕計画
- 等

<関連する SDGs の目標>



(1) 災害に強い都市基盤の充実

1) 市街地の安全性の向上

「白河市耐震改修促進計画」等を踏まえ、古くなった建物などの耐震化・不燃化を進め、特に公共施設や避難場所に指定されている建物は、耐震診断や長寿命化計画等の策定に取り組み、計画的な整備を図ります。

歴史的な風情を保ちながら、狭い道路の安全性向上を図り、延焼防止に役立つ街路樹や公園などのオープンスペースを整備することで、災害の拡大を防ぐ強靱な都市づくりを進めます。

老朽化した橋梁及びトンネルは、「白河市橋梁長寿命化修繕計画」、「白河市トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、予防的な修繕及び計画的な架替えを推進するとともに、上下水道や電気等のライフラインは、耐震化や液状化対策に努めていきます。

2) 防災拠点の整備・充実

公園や緑地などのオープンスペースは、災害発生時には、延焼防止や一時的な避難場所、救援活動の拠点、復興に向けた仮設住宅建設用地など防災上重要な役割を担っています。このため、誰もが利用できるよう、避難路の確保を含め、地域の实情に応じて一定規模を持った防災拠点となる公園や緑地を計画的に整備するとともに、都市施設として適切な維持管理を行います。

(2) 土砂災害・洪水対策の推進

災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、土砂災害のおそれのある箇所への対策工の実施、洪水による浸水のおそれがある河川の未改修箇所の整備や維持管理の強化を国・県と連携して推進します。

また、「白河市立地適正化計画」に基づき、災害リスクを勘案した居住誘導と連携した取組により、災害リスクの回避と低減を図り、防災・減災に向けた都市づくりを推進します。

(3) 総合的な防災体制の構築

災害が発生した場合は、地域レベルでのきめ細やかな対応が必要となるため、市民の担う役割も大切になります。そのため、市民の防災に対する意識啓発を図り、市民自らが考え、行動できるよう、自主的な防災の意識を高めるとともに、町内会等による自主防災組織の育成・強化や防災資機材等の整備、地域の防災拠点となる集会所等の計画的な整備などにより、自助・共助の体制を強化します。

近隣の自治体や友好都市、また、民間企業と応援協定を締結し、災害時の応援体制の強化に努めるとともに、災害情報発信システムの拡充を進めます。

5. 地域づくりの方針

5. 地域づくりの方針

本章では、市全体を対象とした「都市づくりの現況・課題」や「都市づくりの目標」、「分野別の都市づくりの方針」に基づき、各地域が目指す大きな視点に立った「地域づくりの方針」と具体的に進める「分野別の地域づくりの方針」を定めます。

地域別構想における地域区分は、市役所の庁舎が配置されている白河地域、表郷地域、大信地域、東地域の4地域とします。

地域区分図



<主な関連計画>

- 第4期白河市中心市街地活性化基本計画
- 白河市立地適正化計画
- 白河市地域公共交通計画
- 白河農業振興地域整備計画書
- 白河市過疎地域持続的発展計画
- 表郷地域振興計画
- 大信地域振興計画
- 東地域振興計画

5-1 白河地域

(1) 白河地域の現況

[位置、地勢等]

白河地域は、本市の中央部に位置し、面積は約 118 km²となっています。中心市街地の北側には阿武隈川、南側には谷津田川が流れ、川の合流点から東側には広大な田園景観が広がり、南湖公園からの眺望景観の一つである関山や国有林などの山林が地域の南部を占めています。



また、小峰城跡の南側に位置する城下町を中心に奥州街道の白河宿として発展し、まちが形成されてきました。明治 22 (1889) 年に町村制施行により白河町が成立して以降、合併や編入を経て昭和 30 (1955) 年に旧白河市となり、平成 17 (2005) 年の合併により白河市となりました。

道路は、東北自動車道や国道 4 号、国道 294 号などが通っており、国道 294 号白河バイパスが開通したことから、白河中央スマート IC から南湖公園方面へのアクセス性が向上しています。

[人口]

人口は、令和 2 (2020) 年で 44,974 人と白河市の人口の約 76% を占めています。

人口は減少傾向にあり、直近の 20 年間で約 6% (2,711 人) 減少していますが、他の地域に比べ減少率は低い状況にあります。

[土地利用]

土地利用は、山林の割合が 46% と最も高く、白河駅や新白河駅周辺には住宅用地や商業用地が広がっています。

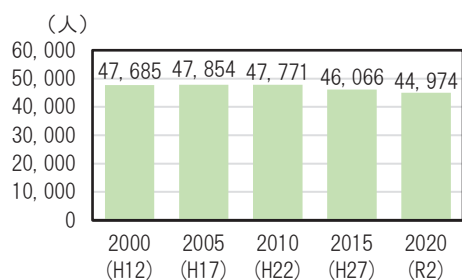
[主な施設]

行政施設は、白河市役所、白河小峰城合同庁舎、福島県白河合同庁舎などが立地しています。

教育・文化施設は、小学校が 9 校、中学校が 4 校、白河市立図書館りぶらん、白河文化交流館コミネス、中央公民館などが立地しています。

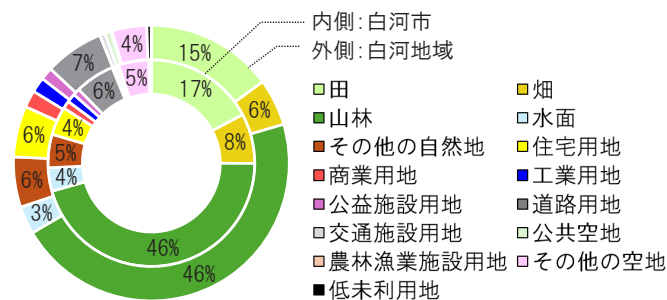
都市公園は、白河市総合運動公園、南湖公園、城山公園などが立地しています。

白河地域の人口推移



資料：「国勢調査」

白河地域の土地利用割合 (都市計画区域内)



資料：「令和 5 年度都市計画基礎調査 (令和 2 年 10 月基準)」(福島県)

(2) 白河地域の課題

白河地域は、他の地域と比較して人口減少が緩やかな地域ですが、用途地域外への建築物の新規立地によるスプロール化の進行、白河駅周辺などを中心とした市街地では空き家・空き地が増えているなどのスポンジ化の進行が課題となっています。

公共交通面では、JR 東北本線の白河駅や白坂駅、久田野駅が立地し、JR 東北新幹線の新白河駅に隣接しているほか、路線バスや市循環バスが運行されています。都市拠点としての機能の維持・強化を図るためには、市街地内の利便性向上とともに公共交通による接続の強化が不可欠です。一方で、市街地周辺にはバスを利用しづらいエリアも存在しています。そうした地域の住民も住み慣れた地域で暮らすことができるよう、タクシーの活用や新たな交通システムの検討による効率的な公共交通サービスの提供を通じて、地域の移動需要に合わせた移動手段の確保が必要です。

道路面では、市街地の骨格を形成する幹線道路のうち（都）西郷搦目線、（都）白河駅棚倉線（国道 289 号）の一部区間が未整備となっており、今後、円滑な交通流動と、健全な都市の発展のために未整備区間の整備が必要です。

災害リスク面では、阿武隈川や堀川、谷津田川などの洪水による浸水想定区域が中心市街地を含む広い範囲に指定されているほか、里山の縁辺部を中心に土砂災害のおそれがあり、災害に強い地域づくりが必要です。

地域面では、小峰城跡や南湖公園、白河関跡の歴史的資源や阿武隈川の流域に広がる自然環境と調和する地域づくりが必要です。

(3) 白河地域の地域づくりの方針

地域の現況や課題、白河市全体の将来都市像と都市づくりの基本理念を踏まえ、白河地域の目指す地域づくりを次のように設定します。

地域づくりの方針

白河駅・新白河駅周辺の市街地及び白河中央スマート IC 周辺を都市拠点とし、みちのくの玄関口にふさわしい歴史・文化と快適な生活空間が調和した魅力的な地域を創造します。これにより定住と交流を促進し、人口減少に対応したコンパクトで質の高い地域の実現を目指します。

市街地では、歴史的・文化的な風土やまちなみの保全・形成に配慮しながら、既存ストックの活用を通じた居住誘導によりにぎわいの創出を図ります。

市街地周辺では、緑豊かな田園や里山を保全しながら、生活基盤を持続させる商業機能等の維持と利便性の向上を目指します。

(4) 分野別の地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 歴史的建造物や文化施設など地域資源が豊富で市民や観光客等の交流拠点となっている白河駅周辺並びに新幹線の停車により、県外からの来訪者が集い、また市民の買い物を支える商業施設が集積している新白河駅周辺の一帯を都市拠点とし、本市はもとより県南地域の中核を担う都市として、商業や医療、福祉、文化、行政などの都市機能の維持・集約・強化を図ります。
- 大沼・小田川・白坂・五箇・関辺・旗宿の生活拠点の周辺は、地域の生活に必要な都市機能の維持・集約を図りつつ、都市拠点と連携した生活利便性の維持・向上に努めます。
- 市内の用途地域やその周辺の土地利用の方針は、「4. 分野別の都市づくりの方針 4-1 土地利用の方針 (2) 用途別土地利用の方針」に示した内容のとおりとし、個別の地区における方針を以下に示します。

[国道 4 号沿線] (白河中央スマート IC 周辺)

- 白河中央スマート IC を中心に医療施設や産業施設が集積しており、国道 4 号の 4 車線化や国道 294 号白河バイパスの開通によって土地利用の需要が高まることが予測されることから、計画的な市街化を促進するため、今後の土地利用の動向を見据え、用途地域の指定について検討を進めます。

[国道 294 号白河バイパス沿線]

- 令和 5 (2023) 年 2 月の国道 294 号白河バイパスの開通によって土地利用の需要が高まることが予測されることから、計画的な市街化を促進するため、今後の土地利用の動向を見据え、用途地域の指定について検討を進めます。

[国道 294 号白河バイパス東側] (南湖及び南湖周辺地域)

- 南湖及び南湖周辺の地域は、第一種低層住居専用地域の指定に加え、国史跡や風致地区、県立自然公園の特別地域、景観重点区域の指定があり、引き続き豊かな自然環境の保護や保全、歴史的資産の有効活用を図ることが重要です。
- 今後は市が策定した、「南湖基本構想」をもとに住民との対話を十分に図りながら、適切な土地利用を検討します。

[南湖上流地区の国道 294 号西側] (東大沼、西大沼地区)

- いわゆる南湖上流地区は、本市の優良農地として農業振興に大きく寄与しているほか、南湖一帯の自然環境や景観を形成する重要な地区です。
- 一方で、国道 294 号白河バイパスの開通によって、白河中央スマート IC や国道 4 号とのアクセス性が向上し、都市的な土地利用の需要が高まることが予測されます。このため、農林部局との連携のもと、優良農地の保全を図りつつ、環境や景観、防災などの多面的機能を維持することを基本として、今後の土地利用の動向を見据え、無秩序な開発を抑制し、住民との対話を十分に図りながら、社会情勢の変化に対応した土地利用を検討します。

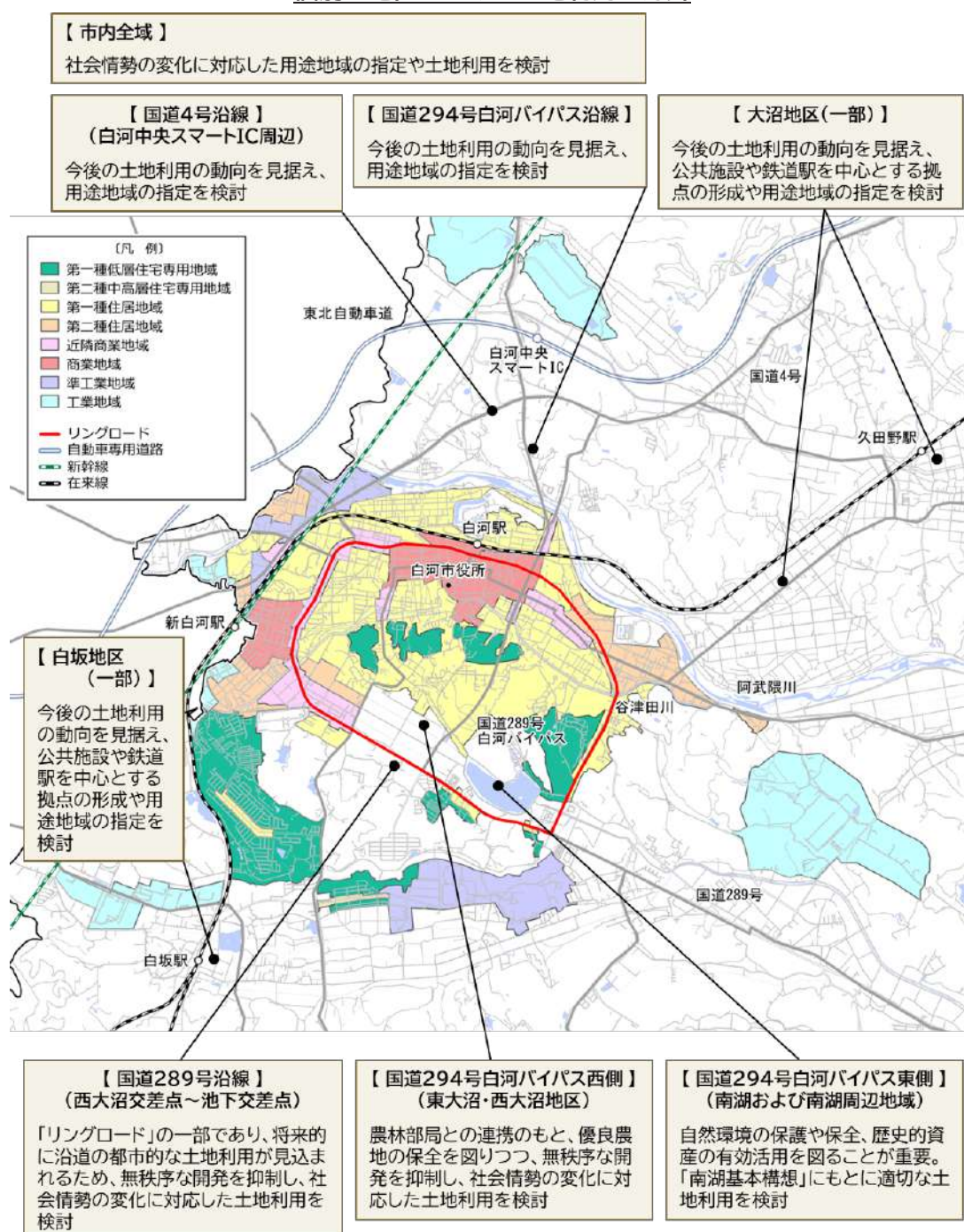
[大沼・白坂地区の一部]

- ミニ開発等が進む大沼・白坂地区の一部エリアは、今後も無秩序な開発を抑制する必要がありますが、すでに多くの住居があることから、農林部局との調整のもと、今後の土地利用の動向を見据え、公共施設の整備や公共交通ネットワークの強化、公共施設や鉄道駅を中心とする拠点の形成、用途地域の指定について検討を進めます。

[国道 289 号沿線] (西大沼交差点から池下交差点)

- 国道 289 号の当該区間は、市街地を周遊する「リングロード」の一部であり、今後の道路整備により交通渋滞の緩和が期待されるとともに、沿道の都市的な土地利用の需要が高まることが予測されます。このため、当該区間については、無秩序な開発を抑制し、社会情勢の変化に対応した土地利用を検討します。

個別の地区における土地利用の方針



2) 道路・交通網の方針

- JR 東北新幹線や東北自動車道、国道 4 号は、国土レベルの広域的な連携を支える広域連携軸として、その利便性を活用しながら、国や県、交通事業者などの関係機関と連携・協力して、その機能の維持・向上に努めます。
- JR 東北本線や国道 289 号、国道 294 号などは、都市拠点と地域拠点及び周辺の都市をつなぐ都市連携軸として機能の維持・向上に努めます。
- (主)伊王野白河線や(一)母畑白河線、(一)高萩久田野停車場線などは、都市拠点と生活拠点及び各拠点間の連携を支える地域連携軸として機能の維持・向上に努めます。
- 都市内道路は、「4. 分野別の都市づくりの方針 4-3 道路・交通網の方針 (2) 都市内道路の整備」に示すとおり、環状道路(リングロード・ミニリングロード)、東西と南北の軸、放射道路の構成を基本とし、都市内の骨格道路としての交通機能や歩行空間・自転車走行空間の機能の保全・強化を推進します。
- 市街地の骨格を形成する幹線道路の(都)西郷搦目線、(都)白河駅棚倉線(国道 289 号)の未着手区間の整備を推進します。
- 広域的な交通のハブとしての役割を担う新白河駅及び白河駅は、交通結節点としての機能強化を促進します。
- 路線バス及び市循環バスは、都市拠点内の移動や都市拠点へのアクセスをするためのネットワークとして利便性の向上を図ります。
- バスを利用しづらいエリアの需要に対応するため、タクシーの活用や新たな交通システムの導入などにより生活拠点から都市拠点への移動手段の確保に努めます。

3) 公園・緑地・水辺の方針

- 歴史・観光拠点である南湖公園や城山公園、白河関の森公園は、歴史や自然の楽しみを学ぶ場や本市のシンボルとしての適正な保存管理や整備・活用を進めます。
- 南湖公園は、「南湖基本構想」に基づき長期的な視点から歴史的・文化的資源や自然景観を保全・活用することを前提に誰もが楽しめる公園として整備を図ります。
- 白河市総合運動公園やしらさかの森スポーツ公園、南湖森林公園は、白河地域のみならず本市のスポーツ・レクリエーション拠点として活用するために相互に連携し、機能の充実・整備を図ります。
- 谷津田川や南湖などをはじめとした市街地内の水辺は、市民協働のもと連続性のある水と緑のネットワークづくりに取り組みます。
- 生活拠点周辺の河川や農地、森林、里山などは、自然環境と共生した良好な集落環境の維持のため、地域と連携し維持管理に努めます。

4) 防災の方針

- 災害の未然防止と被害の最小化のため、土砂災害のリスクがある箇所への対策工事の実施、洪水による浸水のリスクがある阿武隈川や堀川、谷津田川などの河川の整備や維持管理の強化を国や県と連携して推進します。
- 「白河市立地適正化計画」に基づく、災害リスクを勘案した居住誘導と連携した取組により、災害リスクの回避と低減を図り、防災・減災に向けた都市づくりを推進します。
- 福島県における広域陸上輸送拠点である白河市総合運動公園や白河市災害対策本部の設置が想定される白河市役所、白河市立図書館りぶらん、白河文化交流館コミネスなどの本市の災害対応において重要な施設が立地していることから、それら周辺道路等のインフラも含め災害時にも機能が発揮できるよう維持管理に努めます。

5) その他

- 市民会館跡地に整備される複合施設は、生涯学習、子育て支援、健康づくり、市民交流といった多様な機能を有しており白河市役所と一体的な拠点として活用します。
- 複合施設整備に伴い機能が移転する中央公民館や中央保健センターの既存の建物や土地は、建物等の状況を踏まえつつ利活用を検討します。



小峰城跡



白河市文化交流館「コミネス」



白河市立図書館～りぶらん～



複合施設「しらふる」のイメージパース

5-2 表郷地域

(1) 表郷地域の現況

[位置、地勢等]

表郷地域は、本市の南東部に位置し、面積は約 66 km²となっています。地域の中央には、一級河川の社川が西から東へと貫流し、その両岸には美しい田園景観が広がっています。南部には、天狗山をはじめとする八溝山系が連なっています。

また、市の中心部と棚倉町をつなぐかつての棚倉街道沿いにあり、明治 22 (1889) 年に発足した 3 村が昭和 30 (1955) 年に合併し旧表郷村となり、平成 17 (2005) 年の合併により白河市となりました。

道路は、国道 289 号が地域を東西方向に横断しているほか、(一) 中野番沢線、(一) 社田浅川線などが通っています。



[人口]

人口は、令和 2 (2020) 年で 5,891 人と本市の人口の約 10% を占めています。人口は減少傾向にあり、直近の 20 年間で約 21% (1,573 人) 減少しています。

[土地利用]

土地利用は、農地の割合が 3 割以上と高い特徴があります。山林の一部が太陽光発電所などへ開発されており、また、その他の空地の割合が比較的高くなっています。

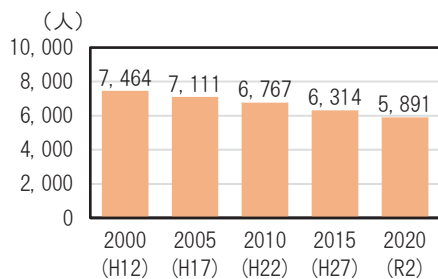
[主な施設]

行政施設は、表郷庁舎が立地しています。

教育・文化施設は、表郷小学校、表郷中学校、表郷公民館、表郷図書館などが立地しています。

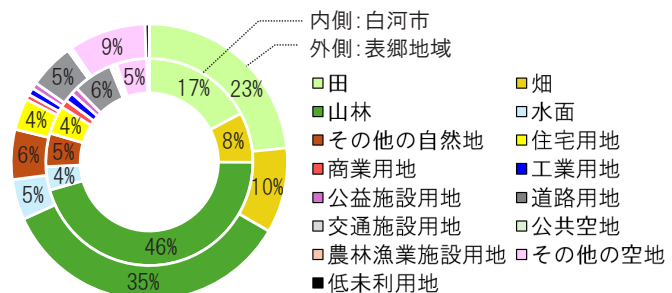
都市公園は、表郷総合運動公園、鶴子山公園が立地しています。

表郷地域の人口推移



資料：「国勢調査」

表郷地域の土地利用割合（都市計画区域内）



資料：「令和 5 年度都市計画基礎調査（令和 2 年 10 月基準）」（福島県）

(2) 表郷地域の課題

表郷地域は、少子高齢化や若年層の人口流出により、急速に人口減少が進み、令和 4(2022)年に過疎指定を受けました。そのため、人口減少下においても生活利便性や地域のコミュニティを維持するための都市機能の維持・充実が必要です。

公共交通面では、都市拠点と棚倉町を結ぶ公共交通機関として、ジェイアールバス関東(株)の路線バスが運行されており交通利便性が比較的高い地域ですが、バスを利用しづらいエリアも存在しており、これを補完する移動手段の確保が必要です。

農業面では、高齢化に伴う担い手の減少が進んでいることなどを背景に遊休農地が増加しています。

災害リスク面では、社川、藤野川、黄金川などの洪水による浸水想定区域が指定されているほか、里山の縁辺部には、土砂災害のリスクがある箇所が点在することから、対策工事を推進するなど、災害に強い地域づくりが必要です。

地域面では、天狗山やビャッコイ自生地、大池、建鉾山祭祀遺跡などの自然的資源や歴史的資源があり、それらをさらに活用することが必要です。

(3) 表郷地域の地域づくりの方針

地域の現況や課題、白河市全体の将来都市像と都市づくりの基本理念や白河市過疎地域持続的発展計画及び表郷地域振興計画を踏まえ、表郷地域の目指す地域づくりの方針を次のように設定します。

地域づくりの方針

公共施設等の都市機能の集積状況を踏まえ、表郷庁舎周辺を地域拠点として位置づけ、地域の生活やコミュニティを支える都市機能の維持・充実を図ります。その周辺を中心とした既存の集落では、都市施設の整備などにより良好な住環境の形成を目指します。

社川の両岸に広がる農地は、地域の産業を支える基盤として、また、八溝山系等の山林は、地域を特徴づける景観として次世代へと継承するため保全・活用に努めます。

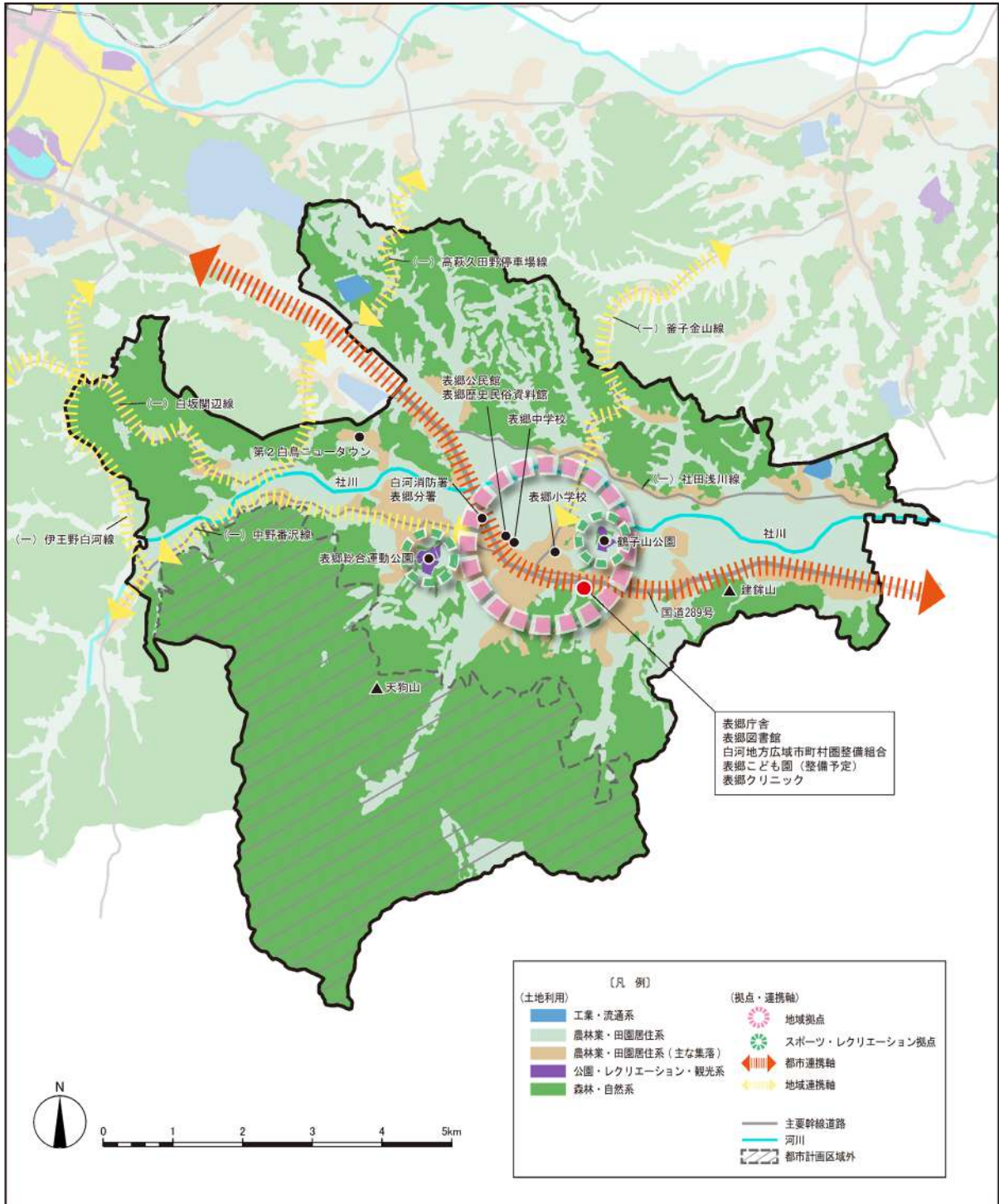


鶴子山公園



天狗山

表郷地域の地域づくりの方針図



(4) 分野別の地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 地域拠点の周辺は、国道 289 号の交通利便性を活かし、地域の生活に必要な都市機能の維持・集約を図ります。
- インフラが整備された第 2 白鳥ニュータウンや既存集落の空き家は、移住・定住施策と連携した居住誘導を図ります。
- 社川を中心に広がる優良農地は、今後も地域の産業を担う生産の場や地域の良好な景観を構成する場として、適切な管理・保全に努めます。
- 地域に広がる山林は、地域の団体や住民と連携しながら保全に努めるとともに、無秩序な開発を抑制しつつ地域回遊につなげるなど活用を図ります。

2) 道路・交通網の方針

- 国道 289 号は、都市拠点と棚倉町方面をつなぐ都市連携軸としての機能保全・強化を促進するとともに、歩行空間が不十分な区間の安全確保など高齢化の進行にも配慮した道路改良整備を要望していきます。
- (一) 釜子金山線をはじめとした周辺の地域拠点や生活拠点をつなぐ道路は、地域連携軸としての機能保全・強化を促進します。
- ジェイアールバス関東(株)の路線バスは、地域拠点を中心とする公共交通ネットワークとして路線の確保・維持を図ります。
- バスを利用しづらいエリアの需要に対応するため、タクシーの活用や新たな交通システムの導入などにより地域内及び都市拠点への移動手段の確保に努めます。

3) 公園・緑地・水辺の方針

- 表郷総合運動公園や鶴子山公園は、地域のスポーツ・レクリエーション拠点として活用するため機能の充実・整備を図ります。
- 天狗山やビャッコイ自生地、大池、建鉾山祭祀遺跡などの自然的資源や歴史的資源は、地域を特徴づける資源として保全・活用に努めます。
- 社川をはじめとする河川やその周辺に広がる農地、森林、里山などは、自然環境と共生した良好な集落環境の維持のため、地域と連携し維持管理に努めます。

4) 防災の方針

- 災害の未然防止と被害の最小化のため、土砂災害のリスクがある箇所への対策工事の実施、洪水による浸水のリスクがある社川、藤野川、黄金川などの河川の整備や維持管理の強化を国や県と連携して推進します。
- 土砂災害特別警戒区域内など土砂災害のリスクがあるエリアに存在する住宅等は、対策工事を推進するとともに安全な地域への移転を検討します。
- 避難環境の整備や災害ハザード情報の発信、防災知識の普及啓発、自主防災組織等の支援などにより、地域防災体制を充実させ、地域防災力の向上を図ります。

5) その他

- 表郷保健センターは、市民会館跡地に整備中の複合施設への統合後の有効な活用方法を検討します。
- 表郷こども園は、幼保一体型の地域の子育て施設として整備し、子育てがしやすい環境の充実を図ります。
- 地域の農産物・加工品等の販売や観光案内の機能を有する物産施設の整備を検討します。

5-3 大信地域

(1) 大信地域の現況

[位置、地勢等]

大信地域は、本市の北部に位置し、面積は約 81 km²となっています。地域の西部には、権太倉山をはじめとした手つかずの自然が残り、隈戸川や外面川が中央部を西から東へと貫流しています。

また、隈戸川沿いを中心にまちが形成され、明治 22 (1889) 年に発足した 2 村が昭和 30 (1955) 年に合併し旧大信村となり、平成 17 (2005) 年の合併により白河市となりました。

道路は、国道 294 号が北は会津方面、南は本市中心部方面に縦断しているほか、東西には矢吹町と天栄村を結ぶ（主）矢吹天栄線などが通っています。



[人口]

人口は、令和 2 (2020) 年で 3,786 人と本市の人口の約 6% を占めています。人口は減少傾向にあり、直近の 20 年間で約 23% (1,100 人) 減少しています。

[土地利用]

土地利用は、山林の割合が 6 割と高いのが特徴で都市計画区域外には山林が広がっています。

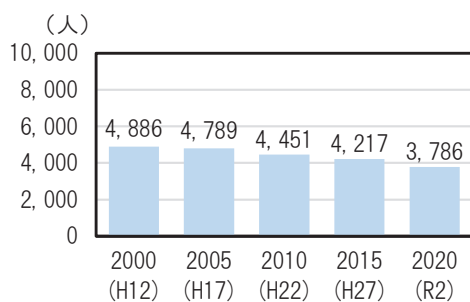
[主な施設]

行政施設は、大信庁舎が立地しています。

教育・文化施設は、大信小学校、大信中学校、大信公民館、大信図書館、中山義秀記念文学館などが立地しています。

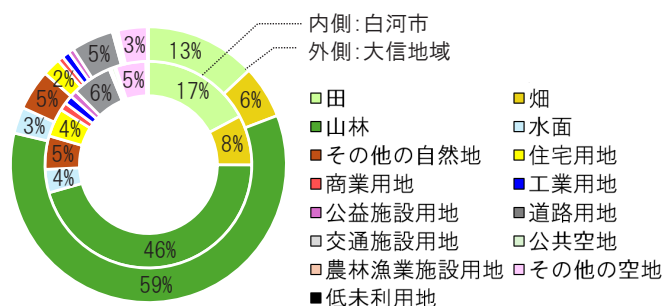
都市公園は、大信総合運動公園が立地しています。

大信地域の人口推移



資料：「国勢調査」

大信地域の土地利用割合（都市計画区域内）



資料：「令和 5 年度都市計画基礎調査（令和 2 年 10 月基準）」（福島県）

(2) 大信地域の課題

大信地域は、少子高齢化や若年層の人口流出により、急速に人口減少が進み、令和4年(2022)年に過疎地域の指定を受けました。そのため、人口減少下においても生活利便性や地域のコミュニティを維持するため都市機能の維持・充実が必要です。

公共交通面では、福島交通(株)による路線バスと大信地域自主運行バスが運行されていますが本数が少なく、バスを利用しづらいエリアも存在しており、これを補完する移動手段の確保が必要です。

災害リスク面では、隈戸川や外面川の洪水による浸水想定区域が指定されているほか、里山の縁辺部には、土砂災害のリスクがある箇所が点在することから、対策工事を推進するなど、災害に強い地域づくりが必要です。

地域面では、聖ヶ岩や権太倉山などの自然的資源があり、それらをさらに活用することが必要です。

(3) 大信地域の地域づくりの方針

地域の現況や課題、白河市全体の将来都市像と都市づくりの基本理念や大信地域振興計画を踏まえ、大信地域の目指す地域づくりの方針を次のように設定します。

地域づくりの方針

公共施設等の都市機能の集積状況を踏まえ、大信庁舎周辺を地域拠点として位置づけ、地域の生活やコミュニティを支える都市機能の維持・充実を図ります。

聖ヶ岩や権太倉山などの自然的資源の活用や農業などの産業育成を図りながら豊かさが感じられる地域づくりを進めます。

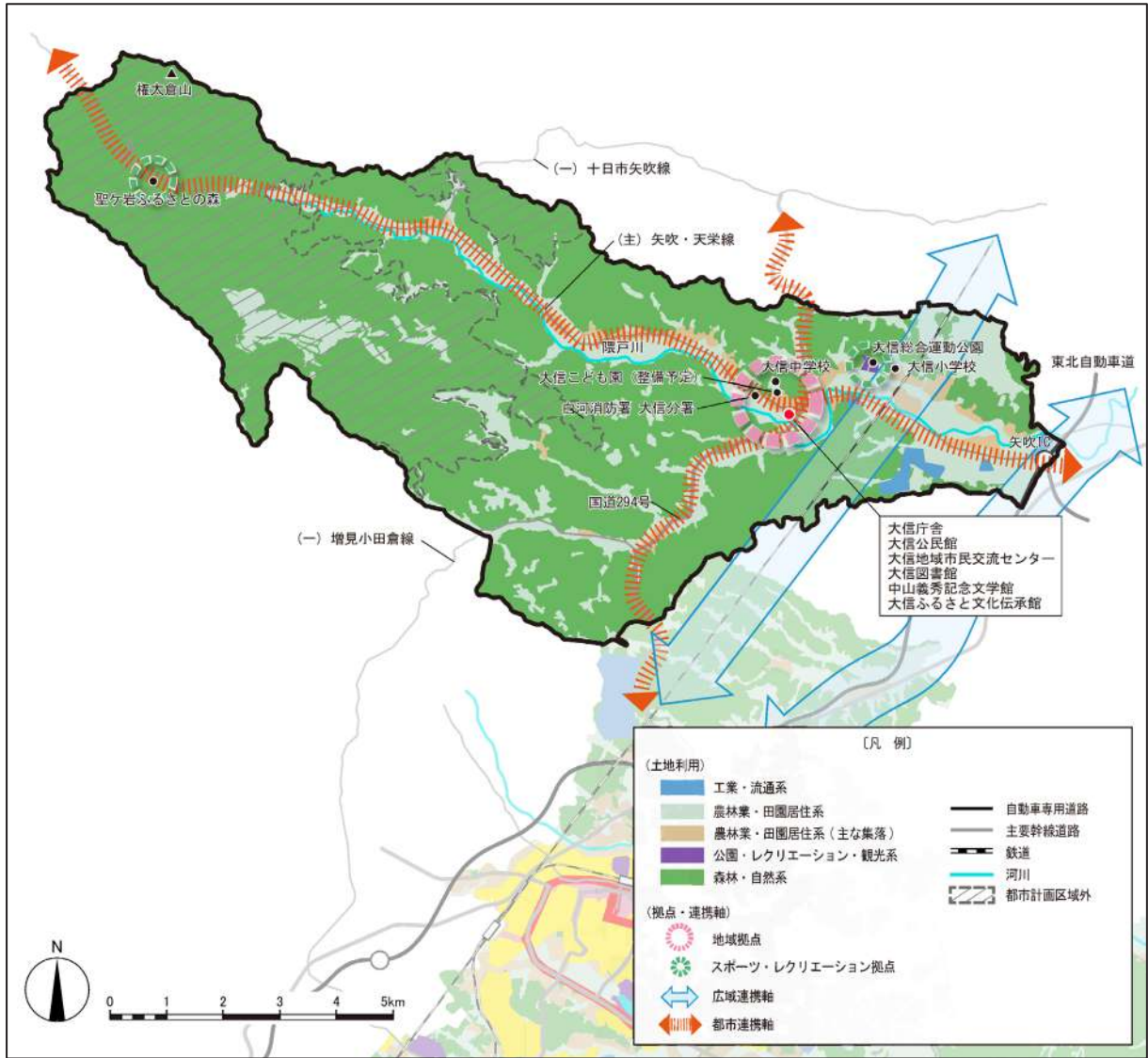


聖ヶ岩



大信総合運動公園

大信地域の地域づくりの方針図



1 はじめに

2 都市づくりの現況・課題

3 都市づくりの目標

4 分野別の都市づくりの方針

5 地域づくりの方針

6 実現化方策

(4) 分野別の地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 地域拠点の周辺は、国道 294 号や（主）矢吹天栄線の交通利便性を活かし、生活に必要な都市機能の維持・集約を図ります。
- インフラが整備された田園町府ニュータウンや既存集落の空き家は、移住・定住施策と連携した居住誘導を図ります。
- 隈戸川及び外面川を中心に広がる優良農地は、今後も地域の産業を担う生産の場や地域の良好な田園景観を構成する場として、適切な管理・保全に努めます。
- 地域に広がる山林は、地域の団体や住民と連携しながら保全に努めるとともに、無秩序な開発を抑制しつつ地域回遊につなげるなど活用を図ります。

2) 道路・交通網の方針

- 国道 294 号や（主）矢吹天栄線は、都市拠点や周辺の都市をつなぐ都市連携軸として機能の保全・強化を促進します。
- 積雪が多い地域であることから冬期間の道路の通行機能の確保に努めます。
- 都市拠点や周辺の都市を結ぶ路線バスや自主運行バスは、地域内外への需要に合わせて利便性の向上を図ります。
- バスを利用しづらいエリアの需要に対応するため、タクシーの活用や新たな交通システムの導入などにより地域内及び都市拠点への移動手段の確保に努めます。

3) 公園・緑地・水辺の方針

- 大信総合運動公園や聖ヶ岩ふるさとの森は、地域のスポーツ・レクリエーション拠点として活用するため機能の充実・整備を図ります。
- 聖ヶ岩や権太倉山などの自然は、地域を特徴づける自然的資源として保全・活用に努めます。
- 隈戸川をはじめとする河川やその周辺に広がる農地、森林、里山などは、自然環境と共生した良好な集落環境の維持のため、地域と連携し維持管理に努めます。

4) 防災の方針

- 災害の未然防止と被害の最小化のため、土砂災害のリスクがある箇所への対策工事の実施、洪水による浸水のリスクがある隈戸川や外面川などの河川の整備や維持管理の強化を国や県と連携して推進します。
- 土砂災害特別警戒区域内など土砂災害のリスクがあるエリアに存在する住宅等は、対策工事を推進するとともに安全な地域への移転を検討します。
- 避難環境の整備や災害ハザード情報の発信、防災知識の普及啓発、自主防災組織等の支援などにより、地域防災体制を充実させ、地域防災力の向上を図ります。

5) その他

- 大信公民館の老朽化が著しいことから、大信庁舎との複合化を検討し、住民の利便性の向上、敷地の有効活用、さらにはひじりん館の誘客促進を図ります。

5-4 東地域

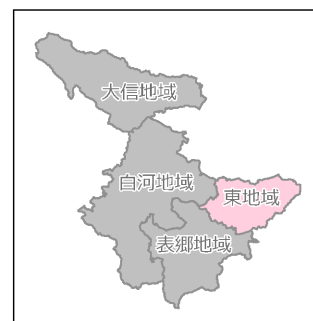
(1) 東地域の現況

[位置、地勢等]

東地域は、本市の東部に位置し、面積は約 40 km²となっています。地域の北端を流れる阿武隈川と中央を横断する矢武川の両岸に肥沃な水田地帯と火山性土壌の畑地が広く分布し、米、野菜、果樹の栽培が盛んです。

また、かつての水戸街道と石川街道が交差する地点であり、水戸街道の沿いの宿場を中心にまちが形成され、明治 22 (1889) 年に発足した 2 村が昭和 30 (1955) 年に合併し旧東村となり、平成 17 (2005) 年の合併により白河市となりました。

道路は、(主) 棚倉矢吹線が地域の中央を南北方向に縦断しているほか、(主) 白河石川線、(主) 塙泉崎線、(一) 釜子金山線などが通っています。



[人口]

人口は、令和 2 (2020) 年で 4,840 人と白河市の人口の約 8% を占めています。人口は減少傾向にあり、直近の 20 年間で約 19% (1,173 人) 減少しています。

[土地利用]

土地利用は、山林が 38% と最も多くなっていますが、田が 23%、畑が 14% を占め、市全体と比較して農地の割合が高いことが分かります。

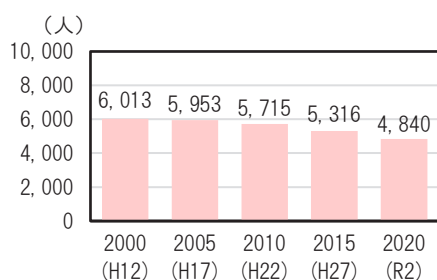
[主な施設]

行政施設は、東庁舎が立地しています。

教育・文化施設は、釜子小学校、小野田小学校、東中学校、東公民館、東図書館、東文化センターなどが立地しています。

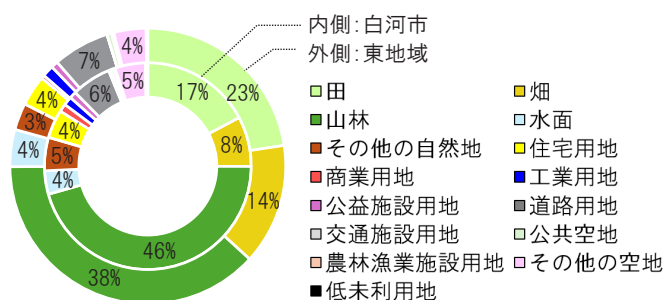
都市公園は、東風の台運動公園が立地しています。

東地域の人口推移



資料：「国勢調査」

東地域の土地利用割合 (都市計画区域内)



資料：「令和 5 年度都市計画基礎調査 (令和 2 年 10 月基準)」(福島)

(2) 東地域の課題

東地域は、急速に人口減少が進んでおり、生活利便性や地域のコミュニティを維持するため都市機能の維持・充実が必要です。

公共交通面では、都市拠点と周辺の都市を結ぶ交通機関として、福島交通（株）による路線バスが運行されているほか、地域内の主要な拠点に移動できる市の予約型乗合タクシーが運行しており、交通利便性が比較的高い地域です。

災害リスク面では、矢武川や阿武隈川の洪水による浸水想定区域が指定されているほか、里山の縁辺部には、土砂災害のリスクがある箇所が点在することから、対策工事を推進するなど、災害に強い地域づくりが必要です。

地域面では、きつねうち温泉や東風の台運動公園、地域産業である農業など地域の特色を活かす取組の推進が必要です。

(3) 東地域の地域づくりの方針

地域の現況や課題、白河市全体の将来都市像と都市づくりの基本理念や東地域振興計画を踏まえ、東地域の目指す地域づくりの方針を次のように設定します。

地域づくりの方針

東庁舎周辺は、東文化センター、東図書館、東風の台運動公園、きつねうち温泉等が集積する状況を踏まえ、地域拠点として位置づけ、地域の生活やコミュニティを支える都市機能の維持・充実を図ります。

地域内の農地は、地域の産業を支える基盤として、保全・活用に努めるとともに、空き家の利活用や観光資源に関して案内表示の看板を整備するなどの取組を通じて地域内外の交流拡大を図ります。

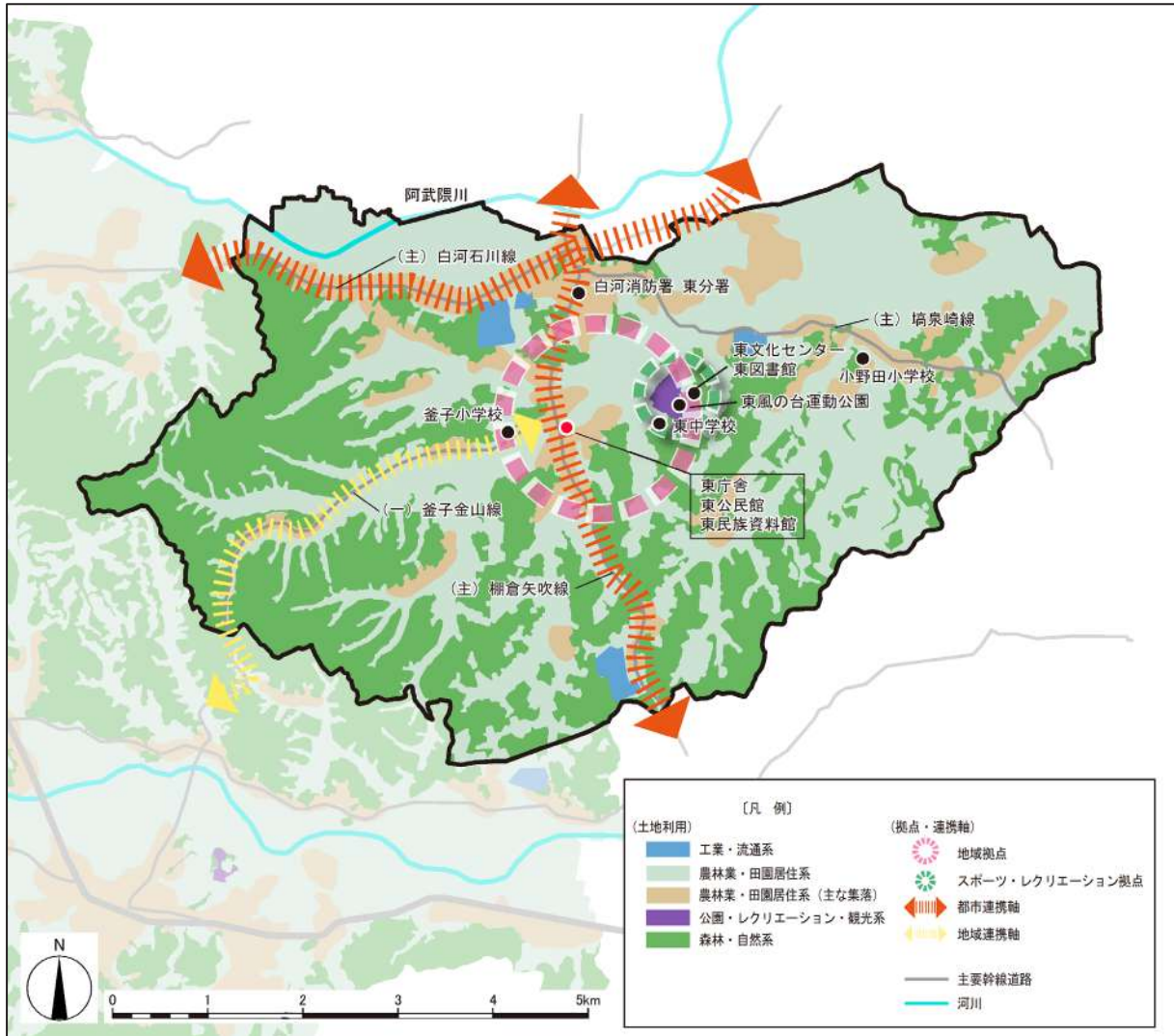


東風の台運動公園



きつねうち温泉

東地域の地域づくりの方針図



1 はじめに

2 都市づくりの現況・課題

3 都市づくりの目標

4 分野別の都市づくりの方針

5 地域づくりの方針

6 実現化方策

(4) 分野別の地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 地域拠点の周辺は、(主) 棚倉矢吹線や(主) 白河石川線などの交通利便性を活かし、生活に必要な都市機能の維持・集約を図ります。
- 既存集落の空き家は、移住・定住施策と連携した居住誘導を図ります。
- 矢武川の両岸に広がる優良農地は、地域の産業を支える基盤として、適切な管理・保全に努めるとともに、稲作や果樹栽培が盛んであるという強みを活かし、田舎住まいや農業体験による交流促進に活用します。
- 地域に広がる山林は、地域の団体や住民と連携しながら保全に努めるとともに、無秩序な開発を抑制しつつ地域回遊につなげるなど活用を図ります。

2) 道路・交通網の方針

- (主) 棚倉矢吹線や(主) 白河石川線などは、都市拠点や周辺の都市をつなぐ都市連携軸として機能の保全・強化を促進します。
- (一) 釜子金山線は、地域拠点間をつなぐ地域連携軸として機能の保全・強化を促進します。
- 都市拠点や周辺の都市を結ぶ路線バスは、地域内外への需要に合わせて利便性の向上を図ります。
- 予約型乗合タクシーの継続に加え、タクシーのさらなる活用や新たな交通システムの導入などにより、地域内及び都市拠点への移動手段の利便性向上に努めます。

3) 公園・緑地・水辺の方針

- 東風の台運動公園は、地域のスポーツ・レクリエーション拠点として、温泉が併設されている強みを活かし、キャンプ場周辺の多目的スペースの活用などの機能の充実・整備を図ります。
- 農村公園などの利用されていない公園は、地域住民のニーズを踏まえながら公園の在り方について検討します。
- 阿武隈川をはじめとする河川やその周辺に広がる農地、森林、里山などは、自然環境と共生した良好な集落環境の維持のため、地域と連携し維持管理に努めます。

4) 防災の方針

- 災害の未然防止と被害の最小化のため、土砂災害のリスクがある箇所への対策工事の実施、洪水による浸水のリスクがある阿武隈川や矢武川などの河川の整備や維持管理の強化を国や県と連携して推進します。
- 土砂災害特別警戒区域内など土砂災害のリスクがあるエリアに存在する住宅等は、対策工事を推進するとともに安全な地域への移転を検討します。
- 避難環境の整備や災害ハザード情報の発信、防災知識の普及啓発、自主防災組織等の支援などにより、地域防災体制を充実させ、地域防災力の向上を図ります。

5) その他

- 東庁舎の更新にあたっては、東庁舎の南側に隣接して流れる矢武川の浸水リスクを踏まえた施設配置や防災機能の確保、また、庁舎機能や公民館機能、保健センター機能などの様々な機能の複合化や交流機能、民間活用が可能な機能などについても検討します。
- 東保健センターは、市民会館跡地に整備中の複合施設への統合後の有効な活用方法を検討します。

6. 実現化方策

6. 実現化方策

6-1 都市計画制度の適切な運用

(1) 用途地域の指定、見直し

都市計画基礎調査の結果や開発動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の指定や見直しを実施し、市街地内における計画的かつ効率的な土地利用を図っていきます。

用途地域が未指定の地域は、農林部局との適正な調整の下で市街化を抑制し、緑豊かな田園環境の保全に努めます。

(2) その他土地利用制度等の運用

開発許可制度の適正な運用により無秩序な市街化を抑制し、緑豊かで良好な住環境の形成に努めるとともに、必要に応じて地区計画の指定や景観協定等の締結により、本市の歴史的な景観に配慮した良好な都市づくりを誘導します。

特に、大規模集客施設の立地は、中心市街地の活性化への影響が大きいことから、準工業地域における特別用途地区の指定により、立地の制限を図ります。

(3) 立地適正化計画の運用

都市計画マスタープランは、立地適正化計画との連携によって実践的な都市づくりを推進します。

都市計画マスタープランは、20年後の将来都市像を展望した都市づくりの長期ビジョンであるのに対し、立地適正化計画は、都市再生特別措置法により「概ね5年ごとに施策の実施状況や効果についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要がある」とされており、長期ビジョンの実現ためのアクションプランとしての役割があります。

そのため、立地適正化計画では、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導のような都市構造の観点から、長期ビジョンの実現に資する具体的な施策を展開し、定期的な分析・評価に基づき見直しするなど動的な運用により、都市づくりの実効性を高めます。

(4) 都市計画施設の決定・変更

道路や公園、下水道、墓地等の都市計画施設は、すでに都市計画決定された施設の整備を進めるとともに、新たに計画的な配置の必要性が生じた場合は、新規の都市計画決定を検討します。なお、長期間未着手となっている都市計画施設は、今後の整備の必要性や実現性等を踏まえて、都市計画決定の変更や廃止を検討します。

また、整備済みであっても老朽化等により使用ができなくなる見込みの都市計画施設は、再整備の必要性等を踏まえて都市計画の変更や廃止を検討します。

下水道については、面的整備は一旦終了しました。今後は施設の統廃合等により、必要に応じて都市計画変更を検討します。

6-2 推進体制の整備

(1) 市民・事業者等・行政の協働による都市づくり

これからの都市づくりは、市民や事業者、行政等が相互に連携・協力し、それぞれの役割と強みを活かしながら課題に取り組む必要があります。

そのため、「白河市自治基本条例」の理念に基づき、多様な主体が地域課題に取り組み、持続可能で活力ある都市づくりを推進します。

【市民や事業者等（事業者・NPO）の役割】

都市の様々な課題に対応した都市づくりを進めていくためには、地域のリーダーとなって、都市づくりを推進する市民の存在が大きな力となります。

市民は、都市づくりの主体である意識を常に持ち、自らの意思により都市づくりに参画するよう努めるものとします。

また、地域コミュニティと連携し地域の特性を活かした個性豊かで住み良い地域づくりに努めるものとします。

事業者等は、地域との調和を図り、地域社会の一員として、自らが持つ専門的知識等を活かして、地域の発展に貢献するよう努めるものとします。

【行政（市）の役割】

市は、都市計画マスタープランをはじめ、都市づくりに関する情報を市の広報やウェブサイト、SNS などを通じて広く発信します。

また、都市づくりに関する勉強会やワークショップ、イベント等を実施し、都市づくりへの関心を高めるとともに、それらを通じて人材の発掘や育成に努めます。

都市計画提案制度を適切に運用し、市民からの都市づくりの提案に的確に対応するとともに、建築協定や景観協定、緑地協定などの市民や事業者等による自主的な取組を支援します。

<市民・事業者等からの都市づくりに関する主な提案制度>

都市計画提案制度	○都市計画の決定や変更の案を土地所有者やNPOなどが市や県に提案できる制度
建築協定、景観協定、緑地協定	○土地所有者などの合意形成に基づき、土地利用や建築物などのルールを定める制度

(2) 分野間や国・県との連携

都市計画マスタープランに示した内容は、都市計画分野だけにとどまったものではなく、公共交通、住宅、農業、防災、産業、環境保全など広範な分野にわたるものです。

また、骨格的な道路や拠点整備、河川や土砂災害に関する防災施設整備などにおいては、国・県との連携が欠かせません。そのため、都市計画マスタープランの実現に向けて、市内の各分野と連携を図るとともに、国や県との連携・調整を行いながら、都市づくりを展開していきます。

(3) 周辺自治体との連携

本市は、県南都市計画区域の広域都市圏域全体の都市活動を支える圏域拠点に位置づけられるとともに、しらかわ地域定住自立圏における中心市となっており、県南地域並びに定住自立圏の圏域全体の持続性の観点から都市づくりをする必要があります。

また、交流の観点からは、有数の観光名所を持つ南会津地域や栃木県那須地域とも連携を図りながら、広域的な交通利便性を活かした「交流拠点都市」としての都市づくりが求められます。

県南都市計画区域や定住自立圏の枠組みのほか、観光的な交流のつながりを活用し、周辺自治体と連携・協力しながら、持続可能で魅力ある都市づくりを目指します。

<周辺自治体との連携の枠組み>

県南都市計画区域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町 (1市3町3村)
しらかわ地域定住自立圏	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村(1市4町4村)

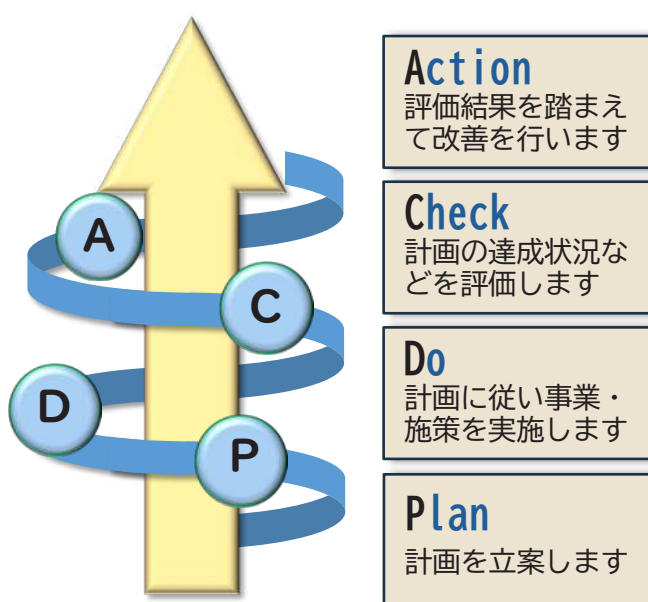
6-3 適切な進行管理

都市計画マスタープランは、将来都市像の実現に向けた計画・実施・評価・改善といった一連のPDCAサイクルに基づく適切な進行管理を行います。

また、長期的な視点に立ち、20年後の将来都市像を展望した上で方針を定めています。一方で都市を取り巻く環境は、全国的に加速する人口減少や気候変動に伴う災害の頻発・激甚化、AIをはじめとしたデジタル技術の進展などの様々な変化が想定されます。

そのため、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しのほか、国勢調査や都市計画基礎調査などの調査結果、白河市立地適正化計画などの関連計画における評価結果などから、本計画への影響を考慮しながら必要に応じて見直しを検討します。

PDCAサイクルによる進行管理のイメージ



1 はじめに

2 都市づくりの現況・課題

3 都市づくりの目標

4 分野別の都市づくりの方針

5 地域づくりの方針

6 実現化方策

白河市都市計画マスタープラン

令和8(2026)年6月

発行：白河市 建設部 都市計画課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7-1

電話：0248(22)1111 (代表) Fax：0248(24)1854

E-mail：toshikeikaku@city.shirakawa.fukushima.jp



白河市
都市計画マスタープラン